

# 「『質問力』の向上から『議会力』へ」

講師 龍谷大学政策学部教授

土山希美枝 氏

平成27年7月14日（火）

○副議長（鈴木武広） 定刻より少し早いですけれども、これより西尾市議会議員研修会を開会します。

私、鈴木が、本日の司会を担当させていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、初めに稲垣議長より、開会に当たりごあいさつを申し上げます。

○議長（稲垣正明） 皆さん、こんにちは。今日の研修会には議員全員がご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今日は、ご案内のとおり、講師の土山教授におかれましては大変お忙しい中、遠路はるばる京都からこの西尾にお越しいただきました。誠にありがとうございます。

さて、今日の研修会ですけれども、議会改革の一環としまして、議員の皆様から時々研修会を行ってほしいという声に基づいて、今回、実現させていただきました。今日の研修のテーマはご案内のとおりでありまして、あそこを書いてありますけれども『質問力』の向上から『議会力』へ』であります。質問、質疑は、今、一般質問、それから代表質問、委員会、部会など、私ども議員が日常的に行っていることとございますけれども、非常に重要で、かつ基本中の基本というぐあいに考えております。今日の先生のお話は、必ず皆さんの役に立つ話だと思っております。私も、大変楽しみにしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

先生、本日はよろしくお願いいたします。

○副議長（鈴木武広） ありがとうございます。

それでは、ここで改めて本日の講師をご紹介させていただきます。

本日の講師は、龍谷大学政策学部の土山希美枝教授です。土山先生は、平成12年に法政大学大学院社会科学部政治学専攻博士課程を修了され、翌13年からは龍谷大学に着任され、平成23年より現在の政策学部で教鞭をとっておられます。

公共政策論を初め、政治学、地方自治を専門としておられ、公共政策のあり方を専門領域としてご活躍されているほか、近年は、『質問力』からはじめる自治体議会改革』などの著書を初め、『質問力』を上げよう』と題して、地方自治専門雑誌に寄稿されるなど、議会における議員の質問の重要性にも着目された活動をしていらっしゃいます。議会改革の先進地でもあります滋賀県大津市議会や北海道芽室町議会などでも議員研修会の講師をされており、全国の地方議会からも注目され、ご多用の折にもかかわらず、このたび私ども西尾市議会の議員研修会の講師を、快くお引き受けいただいたところであります。

本日は、『質問力』の向上から『議会力』へ』と題して、途中の休憩も入れながら約3時間、ご講義をしていただくこととなっております。

それでは土山先生、よろしくお願いいたします。

## ■「質問力」の向上から「議会力」へ

○講師（土山希美枝） どうも皆様、こんにちは。ただいまご紹介にあずかりました、そしてまた午前中には議会改革をめぐる検討委員会の部会に出させていただきます。誠にありがとうございます。本日、天気がいい中で3時間、ちょっとつらいなと思われてい

る方もおられるかと思うんですけれども、間に一度休憩を入れたいというふうに思っております。一度、休憩を入れさせていただいて、恐らくこの1時間15分か20分ぐらいのところでは私の話を一回り終えさせていただいた後、ちょっと長めの休憩を入れたいと思います。20分ぐらいになるかと思いますが。その間に、お手元にサインペンとポストイットが2色あるかと思うんですが、それに皆様からのご質問を、1つのポストイットに1つのご意見やご質問ということで、ご質問やご意見、それから皆様が一般質問でなさっている工夫や、逆に一般質問をするときにいつも悩むということを書いていただいて、休憩があけた後は、それを使いながら、いろいろ皆様とやりとりをする形で進めさせていただきたいというふうに思っております。

そうすると、ポストイットに書いても後ろの方は見えにくくなるかと思うので、適宜、後半の方では、ひょっとしたら「前に行っていただけますか」ということをするかもしれませんが、そのときにはご協力をお願いいたします。そういうことで1時間20分ぐらいお話をさせていただいて、その後、20分休憩と言いながら、多分5分か10分ぐらいでもしていただいて、それをもとに後半、小一時間議員質疑、応答をさせていただくというような形で進めていきたいというふうに思います。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

さて、今日、お話をさせていただくのは『質問力』の向上から『議会力』へ」というテーマです。私、2011年から質問力研修という研修をしています。その質問力研修をする中で、また質問力研修という研修プログラムをつくる中で見えてきた、一般質問にかかわることなどを中心にお話をさせていただきます。ただ、せっかくですので、皆様も議会基本条例をつくられるということですので、私なりに、ではなぜ議会改革や自治体のあり方をもう一度問い直すような状況が、今、起こっているかというようなこともご説明させていただきたいというふうに思っています。

さて、平成25年の選挙、皆様の所期の選挙だったと思うんですけれども、そのときの公約、選挙公報はつくられますよね。ない自治体があるのにはちょっとびっくりなんですけれども、選挙公報をつくられる中で、そのスペースに恐らく公約を書かれると思うんですけれども、多分〇〇を実現しますと書かれた方も相当おられるのではないかなというふうに思います。この間、地方統一選がありまして、私も少し意識して選挙公報を見ていたら、やはり〇〇を実現しますというのが多くて、首長さんの選挙か議会の選挙か、ぱっと見わからない。数がいっぱいあるので、これはきっと議会選挙だなと思うんですけれども、その公報だけを見ていると首長選挙のような公報になっているわけです。それはなぜだろうということなんです。一方で、議会の一員として自分はどう振る舞いますみたいなことは余り書かれていなかったりするんですけれども、それはなぜかなと思うと、そうなんだろうなと思いますのは、正確に言えば〇〇を実現しますと言っても、実現する権限は議員お一人お一人にはないわけですよね。皆さんができるのは「こうではありませんか」ということを議会で訴えて、その訴えが受け入れられれば何か政治的な動きがあって、そうしたら実現するわけです。そうすると、本当は言葉の細かなところを言うと、「実現します」というふうを書くよりも、「実現するように訴えます」という、本当に公約できるのはそこまでなんです。とはいっても提案するとか訴えますでは、いかにも実行力なさそうだし、受かったらそれはやる気なんだし、また結果

的に実現を目指して頑張りますということ自体は変わらない、そうでしょう。また、議会改革のことを、よく議会改革に取り組まれている議員さんの中で残念な笑い話になるのは、議会改革をやっても票にならないよねという笑い話になるわけですね。議会改革と言ってもわからないし、そもそも選挙公報を見る人自身が議会や議員の首長の違いをわかってくれるのかと、議会としての自分のあり方を書いてもらえるのかと。やはり、これを実現しますと、自分にもメインの関心があるわけだし、それを訴えるようにした方が公報としては受け取られがいいのではないかということで、何々を実現しますという公報が多くなってしまいうわけなんです。

でも、先ほども言いましたけれども、議会議員が何々を実現しますというふうを書くときには、何々というご自身がテーマにしているものを議会で訴えて、それを受け入れてもらって実現するということになるわけです。実現するには、受け入れてもらってというのは、行政機構の方もそうですけれども、議会のところでもそうなのかもしれません。実現するには、その課題を議会や行政と広く共有し、何よりそれは市民とも共有するということですけれども、実現するには、その課題を広く共有して行政のあり方を変えていくということが必要になるわけです。首長が、その権限をダイレクトに持っていますけれども、議員の方が持っているのは、まさに議会へ訴えるというところなんです。しかし、議会に入ると、議会は議会としていろいろ忙しいわけですね。委員会があったり、運営委員会があったり、会派のお仕事があったりしていろいろ忙しいわけですね。議会の議員として求められているのは、議会の1人のメンバーとしての活動であって、一般質問は、別に一般質問をしようがしまいがお給料には変わらないわけです。お給料に変わらないから、それであるのかしないのかということが問題なのではなくて、議会議員はこういうことをすべきだというリストには一般質問は入っていないと。一般質問という言葉自体が地方自治法に出てくるわけでもないし、議会の規則、標準市議会規則の中には少なくとも一般質問という言い方はしていなくて、一般事務について質問することができるという規定だけなんです。一般質問という単語ではなくて、議員は市の一般事務について質問することができるというふうに書いてある。56条だったと思うんですけども、入っているわけです。要するに、ご自身が公約として書くようなことというのは、政治家として、こういうことに取り組んでいるんですということなわけですが、議会に入ったときには、その政治家としての顔というよりも、議会の一員としての顔という方に時間も、議員はこういうことをすべきであるということもとられるわけです。要するに、皆さんには議会の一員としての顔と、政治家としての2つの顔があって、それが必ずしも一致するとは限らないんです。子育ての問題を一生懸命やるんだと書いても、その委員会には全然入れないかもしれないわけです。委員外議員の発言がどれぐらい許されているかも自治体によって違うんですけども、余り発言できないところが多いです。そうすると、子どもの笑顔があふれるまちづくりをつくっていくんだというふうに訴えて当選しても、ご自身が入れる委員会は全然それとは関係ないということとは十分にあり得るわけです。

それでは、皆さんが政治家として持っているテーマというものを、議会の場でどうやって表現していくのかというと、そうすると、そこで一般質問ですよということになるわけです。一般質問というのは、例えば自分がテーマにしている政策の委員会に入れな

かったとしても、自分が気にしている政策が委員会の議題に上がってこなかったとしても、また委員会での質疑というのは、標準会議規則どおりにやると意見など言うてはいけないんですね、質疑だけなんですね。もし、委員会の質疑のところでも自由に意見を述べるような機会があるとすると、標準会議規則を流用しているとする、それは議長の裁量によって発言を許可されているにすぎなくて、自分の議題について、どういう意見を持っているかという意見表明というのは質疑の対象ではないわけです。そうすると、望みの委員会に入れなかったとしても、そういった質疑が厳しく運用されていて、自分の自由な意見が言えなかったとしても一般質問であれば、それをすることができるという場合が一般質問だということなんです。

さて、一般質問について前振りをした後に、一般質問の話に深く入る前にちょっと原点に戻って、そもそも議会というのは今どういう存在なのかということ、ちょっとだけお話ししたいというふうに思います。皆様、それぞれご自身で体感しているところがあると思いますけれども、地方自治とか公共政策を学んできた者としては、こういうふうに理解していますということ、聞いていただければというふうに思います。

議会は、誤解なのか、それが真実の姿なのかはともかく、随分いろいろな言われ方をされています。議会不要論ですね。行政がいれば議会は要らないとか、議会の議論していないとか、会派でやっていますというお話もあるんですけども、会派でやっても議会としては見えないわけですね。市民に、外からは見えない。そうすると、議会は議論していないのではないかというふうに言われるんです。

一方で、見えない議会に対して高度成長期以降、いろいろな批判を受けながら行政機構の方は市民参加という形で、市民とのつながりを自分たちが何をやっているかを見せようというアプローチは少しはしてきました。その意味では、市民とのつながりをつくる、後援者という意味ではない市民と議会とのつながりをつくるという取り組みは、その意味では40年おくらせていると言っても過言ではないというふうに思います。しかし、その中で非常に厳しい評価というものが、議会に対して厳しい目線、厳しい評価が議会にある一方で、でもそのこと自体はチャンスでもあります。議会像や議員像というのは、この後、ご説明いたしますが大きく変動してきています。特に、2000年分権改革以降は、非常に大きな変化があったというふうに、少なくとも制度上は非常に大きな変化があったというふうに言えます。その中で、ではどういう議会が今の社会の中で求められるのか。高度成長期は、随分長い前に終わっていたんですけども、高度成長期の構造だとか高度成長期という幻想から脱するのに、いまだに国の成果をなかなか脱していない中で、でも実際に地方の人口は減少して、政治的な資源も減少しているという現実があります。その現実の中で、議会はどのような存在であって、議員はどのようなこと、どのような振る舞いをするのが期待されているのか、それが市民の負託にこたえるとはどのようなことかなのかという議員像、議会像をもう一回問い直して、では自分たちはどのような存在ですよということを議会基本条例という形で出す。自治基本条例というのが全国で300ぐらい進んでいるんですね。それに対して、自治基本条例は2000年にニセコ町がまちづくり基本条例という最初の条例を出してから、十何年で300にたどり着きました。よく御存じのことかと思いますが、議会基本条例は2006年に北海道栗山町で最初に制定されてから、10年たたない間に今700を超えています。恐らく、この年末には800とか、

それぐらいのところに行くでしょう。それだけ勢いを持って展開していると。それは何なのかというときに、「議会って要らないんじゃないの、議会って何もしてないんじゃないの」というときに市民から、「あなた方、要らないんじゃないの」って言われるような場面があるときに、「いやいや、自分たちはこういうことをして、こういうことを大事にして、こういうことをする存在なんですよ」ということを、もう一度明らかにする必要があると。ある意味、自画像を書いて、私たちはこういう存在なんですということを再確認する、そういう動きの議会基本条例だというふうに考えています。

でも、その中で自治基本条例というのは、なかなか制定がそんなには進んでいないんですけれども、その背景は、議会って何者なのっていう市民の声があるかないかだと思います。しかし、その市民の声があるがゆえに今の社会の中で、市民の声にこたえとはどういうことなのかということ、もう一回問い直しをしているんだと思います。問われているということは、実はアピールするチャンスでもあります。議会の、特に市民報告会がそうだと思うんですけれども、議会に対する市民参加、議会ができる市民へのアピール、40年おくらせていますと言いましたけれども、行政では絶対にできないような市民へのアピール、あるいは市民からの意見を反映させていくということが、議会だからこぞできることというのは必ずあります。そういうことを実現していく、それによって議会の姿をアピールする、その市民との関係をもう一回、今の社会のあり方に即して作り変える、そういう時期にきているのではないかなというふうに思います。

今の自治体の「今の」というのは、昔、自治体というのは正式名称ではないんですね。自治体という言葉は絶対に法律には出てきません。では、自治体の正式名称は何でしょうか。聞けばすぐわかると思うんですが、地方公共団体です。でも、地方公共団体と言葉だけ並べても何をやっている団体かわからないですよ。地方の公共の団体。また、日本国憲法の英語訳があるんですけれども、そこで地方公共団体は何と訳されているかというと、ローカルガバメントでもローカルオーソリティーでもなくて、ローカルパブリックエンティティと、まさに地方公共団体のままの英語訳で、エンティティという団体なんです。ということは、1947年の段階で自治体とか地方自治は何をやるのかと、多分、日本語でつくった方には理解されていなかったのではないかなと思うんです。自治体というと、何となくわかるじゃないですか。自治体って律する主体なんだと、いろいろ考えたり決めたりするんだと。地方公共団体には、少しもそのニュアンスがないんですね。私は、その高度経済成長期を経て自治体の政府化が進んでいるというふうに言ってるんですが、自治体の政府化と言ってるんですけれども、自治体は地域の政府としての役割を果たすようになってきたというふうに考えています。地域の政府とは何かというと、その地域にある課題に取り組んで政策を行っていく。地域にある課題に取り組んで、でもその課題に取り組むからこそどんなことが課題なのか、それをどういうふうに変えていくのか、それに必要な資源はどういうふうにするのか。それは結局、市民から出てくるわけですよ。それが市民からの負託とか信託という言葉の意味なわけなんですけれども、自治体というのは、今、地域の課題に取り組むために市民から権限と財源を預かっている政策主体だというふうに今は言えます。何で「今は」という言い方をしているのかというと、戦前は、こういう機能はほとんど意識されていなかった。戦前の自治体の最も大きな仕事は、徴税と戸籍の管理でした。徴税は、徴税したものが国に流れ

ていくわけですよ。国の資源を吸い上げていくところだから、それもとても大事なわけですね。戸籍の管理は徴兵制度があったから大事だったんです。地方公共団体という言葉は、自治の主体というよりも国の支店だったわけですね。地方公共団体という言葉が指していたものは、地域の政府ということではなくて国の支店、ブランチとして国の事務をかわりにやってくれていた。だから、機関委任事務という制度が残っていた。首長がやりたくないと言っても、首長がやりたいやりたくないにかかわらず、これは自治体がやらなければいけない事務なんですというのが国から随分おりにてきた。機関委任事務といいます、2000年まではそれがありません。自治体の役割というのは国の言うことを聞いて、その国の事業とか施策を自治体のところで実施する。今でも、だから建設系のところだと、国交省のこととかを本庁と言ったりするんですね。それは、まさに施策の流れとして、厚労省が何か言ったら市民サービスをやる部署がそれを受け継いで、そこに書いてある法令とかマニュアルどおりにやって、通達などを使いながらやるような、そういう政策の流れというものが日本の自治体と国の間の政策のメインストリームだったわけですね。

ところが、高度成長期にいろいろな地域の課題が起こってきました。その地域の課題が起こったとき、人がたくさん移住してきて学校が足りない、道路は大変、水道も足りない、ごみ問題をどうするようになったときに人々はどこに「これ、ちょっと問題だから何とかしてよ」と言ったかといえば、それはだから自治体なわけです。人々の生活に最も身近な政府。それまでは、ごみ問題というのは、生ごみが出たら堆肥にして、自分の庭で埋めていけばよかったんですね。下水もそうです。日本の下水の設備がおくれるのは、農業で人ふんを使うのが随分長い間進んでいて、東京圏でも戦前は農家の人が町中に肥えおけを担いできて、農作物と引きかえに人ふんを持って帰って畑にまいていたから、割と貧弱なインフラでも生活が成り立っていたわけです。でも、都市化が進んできて、人の生活のスタイルが変わる。特に、高度成長期でそれが広がってくると、人間の暮らしは電気とガスと水道が必要になり、道路が必要になり、街灯が必要になり、ごみを収集するシステムが要ることになり、それからさまざまな社会的なサービスが必要になってきます。そんな社会になってくると、人々の生活そのものが政治的な問題、政策の問題、地域の課題の問題の現場になってきます。その課題に一番近い政府とは何か、その課題に対して人々の資源、税金などを使って対応しなければいけないと、そういう存在はどこかという、それが自治体なわけです。

さて、その中でいろいろな課題が起こってくると言いましたけれども、当然、課題は無制限ですけども資源は有限です。そうすると、どの課題にどれぐらいの資源を配分するとか、そもそもどれを課題にするとか、無限にある課題の中で、子育ての課題もあれば介護の課題もある中で、どれにどれぐらい資源を配分するのかということについては正解がないわけです。しかも、課題を解決する方法、例えば音楽であふれるまちづくりをしたいと思ったときに、オペラハウスをどんと建てるのがいいのか、ストリートパフォーマンスをしやすいようにそういう条例をつくったり、ちょっとしたスペースをつくるのがいいのか、公民館に一個ずつ防音の使いやすい練習室をつくるのがいいのか、答えはないわけですね。政策というのは必ず複数の選択肢があって、しかもどれが正解かというのは、あらかじめわかっていないわけです。課題を解決するといつて、課題の

ある今の状況からスタートして、未来のあるどこかのところに、この課題はこうやって変わってほしいなど、そういうゴールにたどり着くということですから、でも未来は決して確実ではないので、そうすると不確実なことをしなければいけない。結局、正解がないわけです。正解がない中で、どういうふうを選択をすることができるか。そこで必要なのは、見える場での議論。結果から見て、「これ、お金を無駄に使ったんじゃないの」と。でも、これにこれだけお金を使いましょうね、この事業にこれだけお金を使いましょうねという議論のプロセスがあって、きちんとしたものであったら、政策として失敗したとしても、それは納得せざるを得ないんですね。でも、十分な議論もなくむちゃな施策をやって、その結果、失敗したとしたら、そこは責任が問われます。正解がない中で、いろいろな選択肢がある中で、なぜその選択肢を選んだのか、そのことについて未来に対して責任をとることができるのは、見える場での議論をどれだけきちんと充実したものととしてやったかということです。しかも、その課題は無限で資源が有限なときに、どうして自分が持っている課題の方には税金が割り振られないんだ、資源が割り振られないんだというときに、「いやいや、それはこうこう、こう議論の結果なんですよ」というものがあるのとないのとは違う。あっても納得しない人は当然いるんですけれども、でも議論の結果として、こういう結論にたどり着きましたと、その議論が一定合理性のあるものであれば、それは申告したものととして受け入れざるを得ないんですね。問題は、なぜそういうふうに決まったのかが見えないところで自分に不利益と覚えることが起こったとすると、そこは人は納得しません。

実は、バブルがはじけた後も高度調整といって、結構お金を使っていたんです。自治体の会計を見ていると、大体2000年に近いまでの段階では予算はずっと膨らんできていたんです。だから、今年の予算より来年の予算の方が大きいという時代なんです。そういう時代であれば、今年できなかったことも来年できるかもしれないとなりますねよ。そうすると、今年ではできなかったけれども、来年はその資源が当たるかもしれないから、解決できるかもしれないということが何となくあったんです。でも今は、それもなくなって地方創生でまたぐんとふえていて、これはいつかきっと借金になるんだと思って、はらはらしながら見ているんですけれども、でも資源が有限であるということ、ようやく受け入れられると。では、資源には限りがある、しかも将来的にも恐らく縮小傾向にある。何しろ人口が縮小するので、人口が何をしようが、当分の間は縮小傾向が続くので、そうすると縮小しているときに無限の課題がある中で、課題はふえていく中で資源が有限なときに、一体どうやって納得のいく施策が行われるのか。そこで、見える場での議論と、それを踏まえた決断というものがますます、その社会にとって必要になってくるわけです。それ自身が、議会にしかできないことでもあります。見える場で議論する。行政の情報公開とか透明化と言いますが、条例をつくっていたり法律をつくっていなければ特に透明化しなくてもいいわけですね。情報公開は、自治法で公開しなければなりませんけれども、それもアクセスがなければ別に広げなくても罪に問われるわけではないんです。

行政機構というのは見事なヒエラルキーになっていますから、部下は上司の言うことに基本的には必ず服従しなければいけない。現場の意見を聞けとか、部下の声を聞けというのは、そうした方がいいですよと話はしますけれども、でもしなければいけない



ことではない。その頂点にいるのが長で、最後は長の胸先三寸で決まるわけです。だから、何でそういう選択になったんですかと、市民参加をやったとしても、市民参加と市民決定は違いますから、市民参加をしても、それは基本的に長がよき決断をするために進言するということなわけです。最後は、長の胸先三寸で決まります。そうすると、なぜそういうふうに決まったかということ、対等なメンバーシップで公開の広場で議論によって、いろいろな論点や選択肢を可視化しながら集約して決断するということは、行政の中ではできないんです。そもそも執行部ですから、することが仕事なわけで、決めることが本来は仕事ではないんです。本来は、決める権限は議会にあります。その中で、決める場所だからこそ対等なメンバーシップで、公開の広場で議論によって多様な論点を示して、選択肢を可視化しながら集約して決断します。長が暴走したときは、議会がとめられます。専決処分などを、ばんばんやった首長がちょっと前にいましたけれども、それはどこまでとめられるのかと。日本の長の権能はすごく強いので、どこまでとめられるか。特に、政治的に難しいものがあるんですけども、仕組み上、とめられるとしたら、それは議会しかありません。

ところで、では議会が暴走したときにはどうなるか。とめられないんです。というか、そもそも議会はみんなで議論して決めているんだから、それは暴走しないという前提なんです。みんなで議論して、多様な論点を示して決めたのであれば、それは意思であって、どんな内容のものであっても暴走ではないというわけです。議会が本当に暴走したら市民からのリコールで、そこでとまります。それを議員として選ばれた人たちが議論して、みんなで決めるということであれば、その選んだ人自身が「君たちやめろ」と言わない限り、それはとまらないというのがつくりなんです。だから、本当は議会というのはすごく強い権限を持っています。議会してまともやってやれば、本当にそれは強い。

二元代表制というのは、そういう意味では、やる側の長である首長と議会の側が、お互いに自分たちの方が市民の信託によりよくこたえているということを競争する仕掛けなんです。三角関係ですね。市民をめぐる長と議会の三角関係で、「あなたは俺の方を愛しているはずだ」というふうに両方とも言わせる。それによって誰が得をするかというと、市民が得をするという、そういうつくりになっています。そういう意味では、やるということに本来は結構特化している執行部と、それからみんなで議論するということに特化している、みんなで議論しながら、やる側に対してコントロールをかけるという、それがうまく対峙することによって、一番市民が得をするという仕組みになっているのが日本の地方自治です。その中で、議会にしかできないことを、その力をよりよく伸ばしていくということが求められているということです。そういう社会の中で質問力とか議論することというのは、これからますます重要になってきます。資源が限られていけば限られるほど重要になっていきますし、長も、日本の首長で乱暴な首長はそんなにいなかったですし、議会ともそんなに対立する首長はおられなかったです。でも、2000年近くになってきてから、特に首長の権限が大きくなってからなかなか乱暴な、乱暴なというか実行力があると、よく言えばそうですが、悪く言えば乱暴な首長がいろいろ出てきて、議会に対して市民の敵意をあおって、三角関係で言うと「俺の方がいいよね」ということで対立をあおって、それを自分の政治的なパワーにする乱暴な首長がい

ろいろ出てきました。そういうふうになってくると、ますます議会がチェックするという機能が重要になってきます。でも、議会が機能する中で、機能を下支えするのが質問力かなというふうに考えています。

では、議会にとって、先ほど議員に2つの顔があって、その結節点が一般質問だと申し上げましたが、では一般質問とはどういうものという話に入っていきたいと思いません。

先ほど申し上げた質問力研修。私が個々にお邪魔している研修なんですけれども、簡単に言うと中学生とか高校生のテストのときに、先生に「終わったら、みんな見直せよ」と言われませんでしたか。あれです。うまくいかなかった一般質問を持ってきて、議員の方が4名から6名で、そのほかに行政系のアドバイザー、同じ自治体ではない人にしますけれども行政系のアドバイザー、答弁に立つ側で理事とか局長クラスの方がお一人、それから私のような地方自治とか公共政策にかかわる研究者が1人入って、このメンバーで、4人の議員の方が持ち寄ったうまくいかなかった一般質問を、それぞれ質問と答弁を両方照らし合わせて、何でうまくいかなかったのかということ全員分グループワークするという研修です。だから、うまくいかなかったテストをもう一回見直して、何で間違ったのかを考えてみましょうみたいな、そういうイメージです。それを1.5日、丸1日一般質問の話だけを、4人分のを1人2時間分ぐらい使いながらやるんです。かなりハードなので、「サドっぽい研修ですね」と言われたことがあるんですけど、大変だと思います。また、うまくいった一般質問を持っていったら「俺って、いい質問したな」、「私って、すばらしいことをしましたよね」ということを何となく言えるんですけども、うまくいかなかったものを持っていくと、みんなシュンとならざるを得ないわけですね。でも、なぜうまくいかなかったとか、どうすればよいかを分析・考察して、その中で自分は一般質問をこういうふうに工夫していますよとか、うちの自治体はこうですよとか、いやいやそれはこうではないんですかという経験を共有したりする、そういう自分で発見するタイプの研修なんです、そういう研修をしています。

今からお話することは、そこから得てきた知見の部分が多いです。まず、議会にとっての一般質問の機能。先ほど申し上げた意味では、議会改革の中のメインストリームでは一般質問はないんです。議会改革の度合いを問うような調査がされるときも、大体一般質問については質問の形式、総括質問か一問一答形式かというところと、それから反問権があるかないかぐらいで、今、反問権と反論権が検討されているんですが、そこはチャレンジ、いい試みだと思います。それぐらいにとどまっているわけですね。そういう意味では、議会改革の本質というのは議会としてまとまるかどうかなんです。真の議会をつかって、その議会として活動する、議会として議論するという本質的な機能を発揮して、それで市民参加を得たり情報交換をしたりということなんです。でも、その意味では、一般質問というのは議会改革のメインストリームではないんですが、議員にとってはとても必要な力を下支えています。それは先ほども申し上げましたが、政治家としてのご自身の思いだとか、政治家として議員活動をして得た知見の集約だったんです。一般質問は、全ての議員が市政にかかわる全てのことを質問できる機会です。標準議会規則67条に、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

所管の委員会に所属していなくても議案に係っていないことでも質問できるし、自由な意見の表明もできるが質疑はできません。議員がご自身の活動と知見を集約して、市政の政策についてその問題点を論じ、あるいは提案できるという機会です。ただ、そういう機会なんですけれども十分に生かされていません。

先に機能の方を説明しますと、一般質問の内容を見ていると、大きく分けて2つの機能があります。監査機能と政策提案機能です。監査機能というのは、行政運営や施策事業の実施が適切に行われているか。要するに、ちゃんとやっているのかということです。しっかりやってよという話です。もう1つは政策提案機能で、政策提案機能によって具体化される政策上の課題。例えば、政策の効果の検証だとか、「これってどうなの、ちゃんとやっているの、そうやってやっているの。でも、それってどうなんですか。本当は、もうちょっとこうしたら、より向上するんじゃないですか」と、改善を提案したり、取り上げるべき政策課題。「今、これはうちのまちではやってないけれども、それって必要になってくる施策なんじゃないの」と、そういう提案をする機能があります。実は、この監査機能と政策提案機能というのは、議会そのものが持っている機能でもあるんですね。議会そのものが持っている機能を、1人の議員がみずからの目線で行う、議会の機能というものを1人で代表して行うというやり方です。そうすると、1人でもできる市政改革になります。ご自身が「これっておかしいんじゃないの、ちゃんとやっているの。これって、もっとこうしたらどう」と、政策提案したことが受け入れられていけば、それは1人で行える市政改革、議員として、議会の一員として、同時に政治家として行える市政改革ということになります。

一方で、でも一般質問はなかなか機能していません。一般質問が余り機能していないというのは歴史的な経過を見ると、行政は間違っただけとはいけないという拘束が強く、例えば一般質問などで「ちゃんとやってないんじゃないの」と言われると、「いや、ちゃんとやっています」と言わざるを得ないんですね。そうすると、「ちゃんとやってないんじゃないの」と言われたくないわけです。しかも、本当に言い返せなかったりしたら大変なことになるので、そうするとやっぱり指摘されたくないわけです。政策系の研究者として審議会に出ていると、事務方の職員はものすごく議会の気にされます。特に大きな、例えば自治基本条例とか、そういう委員会になると「議会はこう言います、ああ言います」と、ものすごく気にされます。それは自治体職員の中にも、ちょっと前は自治体職員のできる職員は3回ぐらいの審議会が終わるような、余りもめないような、何かの問題に対してもきれいな事務局案をつくって、それを議会でも余りもめずに通すことができる職員なんだという、そういうのがどうもあつたりするわけです。そういう職員から見ると、議会で指摘されるということは、自分が間違っているのではないかと、「お前、間違っているでしょう」と、自分がもっとあるべきものを出さなかったから、正しい回答を出さなかったから指摘されてしまうのではないかということになって、そうすると指摘してほしくないわけです。

では裏で、ご指摘いただく前にやっつけてしましましょう。議会の方も好意なのか、何か違う思惑があつたのか余りもめずに、余り行政のメンツを潰しても悪いから、何で悪いのかは置いとくとして、もめずに通すよと、そのかわりということがあつたりするわけです。そうすると議員や行政が相互に依存していて、もめずに通すかわりに市民に見え

ないところで、市民に見えるところではもめないかわりに、見えないところで何かが起こるんですね。そういうものとして議会が進んでいたら、それは一般質問は機能しません。今でも10人とか15人ぐらい、ばりばりやっている職員が集まる機会、議員の質問を書いたことがありますかと言ったら、やはり何人かはあるとお答えになるわけですね。それを、私はマッチポンプ質問と呼んでいるんですけども、質問も答弁も自分で書いているというマッチポンプ質問があるんですけども、一般自治体より、そういうときは県議ってぬるいと皆さんは思いませんか。県議ってぬるいですよね。あんなにお金を、政務調査費をもらうから悪いんだと思うんですけども、だから使途も鈍いですよ。西尾市さんでは、絶対あんな支出できないでしょう。県はぬるいんですけども、現場から、突っ込みを入れられる市民から離れているせいですか、こういう運営なども再質問なんかとんでもないという県議会が結構あるんですね。再質問して行政の至らないところを突っ込むというのは許されないという、本当にそういうふうな議会があって、実際、この間、市議会を統一で上がった人からの話を聞いたんですけども、質問も持ってくるんだそうです。自分で、こういう質問をされてはいかがでしょうかと持ってこられるんですね。すごいことですが、それで質問を書いてと頼む方もいて、質問を書いてと頼む方が質問書と答弁予定書をもったら、うっかり間違っただけで答弁書まで読んでしまいましたという、本当にそれを実話で聞いたことがあります。そういうマッチポンプ質問があるわけですね。それだと、やはり機能しないですね。

もう1つは、一生懸命一般質問をされている方もおられます。私、いつも議会るときに拝見して、いい質問をされているなと思う方もおられます。でも、それでも行政が受け入れるとは限らないんですよ。一生懸命一般質問をしても、それを行政が受け入れるとは限らないとなると何となくばからしくなって、先ほどの実現すると公約に書いて一般質問をしても、なかなか実現しなさそうだと。では、何か違う方法でというふうに、そっちにいつてしまうことはあり得なくはないですね。そうなってくると、一般質問という場合は、監査機能とか政策提案機能というものが、なかなか果たせない場になっているというところも現状としてあります。それは、もったいないことです。誰にとってももったいないかというのは、それは議員の方にとってももったいないし、議会にとってももったいないし、市民にとってももったいない、そういう状況がそこにあるわけです。

さて、一般質問は、先ほども形式が出てくるという話をしましたが、先ほど議事録を拝見していたらそういう議論もあったので、いいなと思いつながら伺っていたんですが、一括質問と一問一答質問、全部言わなければいけないのが一括質問だったら大変ですけども、一括質問か一問一答かということより、再質問が何回だとか、トータルの時間がどれぐらいかの方が左右するような気がします。一問一答でも、全部シナリオをつくる自治体があるんです。一問一答で全部シナリオをつくっていたら、余り一問一答の意味がない。一問一答は3回目ぐらいから、ややぐずぐずになったりするわけですね。それは格好悪いから全部シナリオをつくらうというふうになるんですけども、それなら総括質問でも一問一答でも変わらないですよ。総括質問でも、大項目ごとに分割して聞くという議会もあったりしますし、そうすると質問の形式よりも、どこまで答弁調整するのかということと、再質問は何回かということと、それから時間と、そのあたりが一般質問がどれだけ生き生きするかどうかの制度的な区分なのではないかなと思います。

感覚的には、日程調整との関係で往復でやっている議会が多いと思います。西尾市さんも往復だと思いますけれども、でも片道30分だと、大体往復でいうと70分ぐらいの感覚なんですね。いろいろな議会を拝見していると。そうだとしたら、片道にした方がいいかもしれません。片道何分と、質問者がしゃべるところだけ何分とした方がすっきりするかもしれません。本当に議事録を見ていると、これは引き延ばしているねという議事録も結構あったりするんで、そういう疑いの余地を残さないためにも気持ちよく片道にするということも手だと思います。片道30分、再質問、その範囲で無制限ぐらいかなと思います。一問一答でも再質問を3回までやると、結局、一括質問とそんなに変わらないんですね。一括質問の再質問3回までと、そんなに変わらないというふうに考えています。

それから政策主体として、議会の機能にどれぐらい政策スタッフがかかわってくれるかということも大きなポイントだと思います。議会事務局にやる気がなかったら、本当に大変です。でも、議会事務局がやる気になったら結構いいと思います。やる気にさせましょうということですね、機能させるためには。

さて、いろいろ申し上げましたが、なかなか一般質問が機能していない現状の中で、残念な質問やもったいない質問もいっぱいあります。公表数字を確認するだけの質問とか、もったいない質問でよくあるのが論点を入れすぎて、だんだん何を言ってるわけがわからないという、残念ながら論点を入れすぎてぼけてしまった質問、それから一般的には個別的すぎる質問。一例で、代表質問で個別に5階建ての団地にエレベーターをつけろと質問をしたという、そういう代表質問があったということを知っています。ちょっと個別的すぎるかなと思いますね。それから、合理的な根拠や論拠のない批判。「ちゃんとやってくださいよ」と言うのと気持ちいいんですけども、それは「ちゃんとやっていますよ」と返すしかないんですね。だから、どうちゃんとしていないのか、具体的な根拠だとか具体的な論拠を示して、こういうところは直すべきですよというふうに言えるか言えないかで全然違ってくるわけですね。国や県の政策や事業で、自治体が関知できない事柄への質問。法律に対しては、自治体は解釈権を持っていますので、自治体が関係できない領域というのはそんなに多くないんです。安保の問題でさえ地方議会は意見書を出すことができますから、議会としてはいろいろかかわれるんですけども、今、そこでこれを言われても困るよねと執行部の人と思う質問も確かにあります。それから、執行部の人にとって一番楽な質問は、自身の政治信条の演説に終始してしまっている質問です。「ご指摘ありがとうございます」で終わるんです。行政側は、自分たちがやっていることを何一つ振り返らなくも済む質問になるわけですね。また、一問一答のやりとりをしていると、どうしても途中からやや崩れてしまうことがあるんですね。崩れてしまう原因は議員の方の場合もありますが、答弁している側がわけがわからなくなって崩れてしまうということもあるので、どっちが悪いということは議事録を確認しないといけないんですけども、特に3問目ぐらいから崩れ始めることが多いですね。このあたりは、本当はこのポイントを深めていけば、きっとすごくいい指摘になったのにもったいないなということが多いのは、論点を入れすぎたとか、一問一答のやりとりをしてから、ちょっとわけがわからなくなってしまったというあたりです。ただ、これは本当に難しいです。議論している中で、議論の本旨をお互いに外さずにちょ

うちょうはっしをやるというのは、なかなか難しいところでもあります。

残念な質問やもったいない質問と言いましたが、そもそもいい一般質問とは何か。一般質問で勝利する、何でも勝負にしてはいけないんですけども、わかりやすく言うために勝利と言いますが、一般質問の勝利とは何か。ご自身が持っている要求が通ることか、それとも行政の相手をこてんぱんに負かすことか。正確にいろいろ考えていくと、それはどちらも違っているんですね。結局、いい一般質問ということは、問いただすことによってまちをよくすることなんです。問いただす、何かをただすわけです。だから、問うだけではだめなんですね、問うことによって何かをただす。先ほどの政治信条の話は、政治信条は大事でないとか、政治信条を一般質問で話すべきではないということは全く申し上げません。でも、それによって何かを問いただす、何を問うて何をただすのかということが見えないと、それだけになってしまうわけですね。一般質問の目標というのは、問いただすことによってまちをよくすること。個別要求もしてはいけないということではないんです。でも、個別要求だけでも困る。その個別の具体的な要求というのは、市民相談で受けた一般質問に熱心な、私もよく存じ上げている方とかは市民相談を大事にします。市民相談を受ける中で、市民相談として困り事を持ってこられた方が、実はそれはその人の状況だけの問題ではなくて、まちの課題としてこういう意味があるんだということにつながる。この困り事が起こっているな、単にここの道路が壊れているかどうかということではなくて、ではきちんとしたメンテナンスがまちの施設になされていなくて、そういう状況がほかの地域でも起こり得る、あるいは起こっているのではないかと。そうすると、それは個別的な要求ではなくて、まちをよくするための質問ですよ。一般質問をつくる時に何を問いただして、それによってまちがどうよくなるのかという視点を入れること、それだけでも一般質問としての意義というか、意味というものがでてくるし、そのことを執行部側や聞いている人、また市民と共有するということができてるのではないかなと思います。

公表数字を確認するだけが質問というふうに言いましたが、一度ご質問をいただいたことがあって、公表数字が何を意味しているかというのは執行部はわかっているんです。だから、あえて何を意味しているのかまでは言わないけれども、執行部はわかっているから議会の場で、あえてわざわざ聞くんだという人もいる。ただ、それは市民には聞こえない。その公表数字を指摘する、その公表数字が何を意味していて、何が問題なのかということと言わないとわからないわけですよ。それが、問いただすということなのではないかと。

さて、納得させるを目指すと書いていますが、こてんぱんに負かすという話にかかわるんですが、監査的な質問であれ、政策提案的な質問であれ、多くの場合は一般質問で監査的な部分と政策提案的な部分が両方入っていることが多いんですけども、監査でも政策提案でも指摘を実施するのは行政側なんです。そうすると、受けとめる側が言われて、ちょっとメンツもやられて腹立つけれどもしょうがない、それは確かにやらなければいけないという納得を持つ。あるいは、行政というのは変えるのが苦手なんです。ルーチンワークが得意な組織なんです。解答制で、しかもその解答制というのは文書主義になっていて変わることは結構大変な、イニシャルコストが大変なところなんです。そこで変えるということは、その必要性に納得してもらわなければいけないし、そ

の必要性に納得してもらわないと、こういうふうに変えたらという趣旨自体も余りうまく受け取ってもらえない可能性がある。変える側は、確かにその状況は問題だから、その状況がこうなるように、どう変えたらいいかということを実際に考えてもらわないといけない。そうすると、やはりどこかで納得する、消極的にでもやむを得ないなという形でも納得してもらおうということが必要なわけです。ただ、一般質問によっては暴露型の、不法行為を暴露しなければいけない質問もあります。それは納得とか、そういう世界ではなくて、納得してもらおうが納得してもらわなかつたら不法行為は不法行為で何とかしてもらわなければいけない。それは、まちのためにもまずいですから変えてもらわなければいけないので、そういう質問もあるんですけども、多くの質問は政策提案の機能が入っていて、現状こういうふうに改善したらというのが入っているんです。そうすると、それを納得してもらわなければいけないです。その納得というのは、議論を通じて納得してもらわなければいけない。そうすると、ある意味、議論なんだけれども対話でもあるわけです。「ここ、ちょっとやっぱりおかしいんじゃないの。いろいろ言うけど」、「まあまあそうですね。じゃ、こんな感じですね」という納得させるということを目指す。そうすると、必ずしも弁舌さわやかで行政をこてんぱんに負かすということが、その問題に対する納得を導くとは限らないわけです。一般質問の目指すところというのは、問いただすことでまちをよくする、それは大前提でもあるんですけども、議論という対話を通じて納得させることを目指す。なかなか難しいんですが、ではその難しいもののためにどうしたらいいのかという話をしてみたいと思います。

では、いい一般質問とはどうやったらできるのか。いいということも簡単な評価ではないですが、ここでは仮に、先ほど申し上げましたように議論を通じて納得をするということを目指す。その質問で何かを問いただして、それによってまちをよくすることを目指す、小さいことでも何かを問いただすことによって、そのまちをよくすることを目指す。では、そういう一般質問をするために、どんな準備をしなければいけないか。まず大事なものは、論点を具体化するということです。あらかじめ、ご自身で質問を考えたときに、それによってまちがよくなるか、何を問いただすのかということ、まずは明らかにしておきましょう。先ほども言いましたが、抽象論では「頑張ってくださいね」と言ったら、「いや、市は頑張ってます」というふうに終わってしまうわけです。抽象論ではなくて、質問の目的や目標を明確にしましょう。質問の目的や目標を明確にする前に、どんな問題がどんな事業によって起こっているのかということ、具体化しましょう。「どんな事業によって」と言いましたが、ある事業がないことによって問題が起こっているのかもしれない。でも、リアルでどんな問題が起こっているのかということ、これを明確にしましょうということですね。

政策提案は、政策や事業のパッケージです。緑あふれるまちづくりにしようとか、子どもたちが生き生き輝く子育て施策をしようとか、そういう漠とした目標は具体的な個別の事業によって支えられています。そうすると、その政策を考えていくときに、長の姿勢だとか執行部の姿勢というよりも、その政策が、具体的にはどんな事業や施策のパッケージで構成されているのかということ意識してみましょう。

また、質問の目的や目標を明確にしていく中で、その質問が監査的な質問なのか政策提案的な質問なのかをはっきりさせておきましょう。ただ、先ほども言いましたが、実

際には両方が入っているということが多いです。両方が入っていると思うんですけども、そうすると項目分けをしたいと思います、その項目分けをするときに、ここここは監査的、ちゃんとやっているかどうかということをチェックする場所なんだと、ここは政策提案的なんだということをご自身の中で峻別するようにしましょう。監査質問なら、どうちゃんとしていないかということ論証する必要があります。政策提案質問なら、その問題意識に対して、これはこういうふうな問題がありますよね、それを解決するためにはこういうふうなことが必要ですよという、それからしていくことになる提案に共感とか納得を得られるような、理屈だとか情報などを入れていくということになります。そうしますと、次は情報を収集します。情報を収集するというのは、すごく大事ですよ。言うまでもなく大事なんですけども、その中で今日は、政策をめぐる情報というのは3種類あるということをご説明して、その3種類それぞれに役に立つような情報ソースをお示ししてみたいというふうに思います。

3類型があるんですけども、全体を通じて、ここで聞くということを行いました、聞くということ。特に、現場で聞く。困っている人というのがどこにいるのかということ、ちゃんと明確にする。どんな困り事が現場で起きていて、どんな問題が原因なのかということをご自身なりに特定していくことの重要性も、情報を扱うという全体的な姿勢の説明をするというところで、ご案内したいというふうに思います。

では、まず必要な政策情報の3つのタイプのうち、1つ目を見てみましょう。

1つ目は、争点情報と言われるものですが、ニュース的な状況情報。こういう状況が起こっていますよという情報です。例えば、市政に対する議員の問題意識、皆さんがお持ちの問題意識も争点情報の1つです、文書化されているかどうかは別ですけども、問題の1つです、それから市民相談、皆さんのところに持ち込まれるまちの中での困り事も、そのソースの1つだと言えます。それから新聞や雑誌の報道、それからほかの自治体の動向なども、その争点情報と言えます。その争点情報の例としてはD-F i l e、先ほど図書館を拝見したらD-F i l eが入っていたんですけども、D-F i l eいいですよ。1人で買うには高いです。それで、D-F i l eは何がいいか御存じですか。電子版になっているのを御存じですか。タブレットを導入されるんですよ、タブレットで見れるんですよ。ユーザーにはIDとパスワードがもらえます。そのIDとパスワードを使ったら、1冊1冊ダウンロードをすることができますので、IDをもらってダウンロードをしてご自身のパソコンとかタブレットで見ればいいと思います。法人IDなのかどうかはあえて申し上げませんが、今、仕組みとしてはIDとパスワードがあれば見れると。議会事務局はこれをとっているはずなので、議会事務局にはIDとパスワードがあるはず。そういうことで、著作権に触れない感じでご活用いただければなというふうに思います。バックナンバーも、だんだん更新されていくというふうに言われていたので、私、自分で自炊しようかと思っていたのでよかったなと思っています。

御存じのとおり、こういう感じで新聞・雑誌記事のスクラップ、地方紙のスクラップが入っていて、しかも政策分野ごとに分類されています。それは便利ですよ。政策分野ごとに分類されていて、スクラップの本なのでおくれますけれども、どんな問題が起こっているのかというのを見ることができますし、こんな先駆的な条例ができましたと



いう話も載っていることが多いので、自分の関心がある施策分野の情報を仕入れるにはとてもいい機会だというふうに思います。

それから、レファレンス協同データベース。図書館機能の拡充というのはすごく重要なポイントで、議会改革の検討部会の中でもご検討されているというふうに聞いたんですけども、議会図書館は今、多くの場合、大きな本棚になっていて、本棚になっているのはいいんですけども、大きな倉庫になっているところが結構多かったです。大きな本棚で、しかも古い本棚だったりします。そこを、どう変えていくか。実は、いろいろあるんですが、その中でも何とかなっていてほしいなと思っているのがレファレンス機能、調べるという機能です。本棚としての機能ではなくて、こういう資料が欲しいというときに、こういう資料がありますよと答えてくれるような機能が、議会が政策活動をしていくとだんだん必要になっていくと思います。でも、それはなかなかないし、また日本の図書館自体も余りそういうレファレンス機能を、こういう本を調べてくださいというのは余り使われていないように思われます。例えば、ごみの分別について、効果を上げているような各市町村の事例や取り組みが知りたいと。これは、議員の人が出したのかというような質問ですよ。このレファレンス協同データベースというのは、全国の図書館、全国の専門図書館で、こういうものを調べてくださいとレファレンスの依頼があったものについて、こういう回答をしましたよという情報の集積です。だから、ごみの分別について、効果を上げているような各市町村の事例や取り組みが知りたいということを2013年にした人がいて、この2013年にした人にこういう回答をしましたというのが載っているわけです。これは日本全国、誰でも見ることができる公開されているデータベースです。だから皆さんが、こういうことを調べたいなと思ったときに、ひょっとしたら同じようなことを誰かが先に聞いているかもしれない。その結果、そういう参考文献がありますよと本の名前が書いてあって、ここではインターネットでの事例の紹介がここに書いてある、そういうレファレンスのサイトがあるんですね。

また、もちろん皆さんご自身も、例えば市の図書館や県立図書館へ行って、こういうレファレンスの申請を出すことができます。例えば、どこかの大学の図書館と連携したり、例えば市の図書館だと司書の人は忙しすぎて対応できないかもしれませんが、市や県の図書館と連携協定を結んで、こういうレファレンスに答えてもらえるような体制をつくと、聞いたことに、こういう参考資料がありますよというふうに答えてくれる、そういう生きたやりとりをするような状況をつくることのできるのではないかなと思います。レファレンス協同データベースをぜひ見ていただいて、こういうことを司書間で聞いていいんだ、こういうことを答えてくれるんだというものを見ていただければいいのではないかなと思います。

あと、これは国立国会図書館の調査と情報というサイトです。この調査と情報というサイトは、国立国会図書館は司書の機能が充実していて、どういうことになっているかという、これについて調べてくれと言ったら、これについて立法のサポートをしてくれと言ったらサポートしてくれるんですね。レファレンスの鬼みみたいな、職人みみたいな人たちがそれをやっているんですけども、その結果として、調べたことの結果だとか、レファレンスを担当するそれぞれ自身の人が、ご自身のテーマを調べたときにA4で10枚ぐらい、ワードのファイルで10枚ぐらいの量で短なまとめを載せてくれています。例

例えば今、ここに出しているのは地方創生をめぐる論点とあって、2015年1月に出されたものです。これは、2015年とここに書いてあるんですけども、2015年の2月に検索したときにはこの感じだったので、今は、もっとたくさんものが出ています。例えば、「認知症対策の現状と課題 2015年1月27日」、「温泉発電。温泉資源と共生する再生可能エネルギー」とか、いろいろな今のトピックというものを調べるときに、こういうところに取り上げられていることもあります。

それから、これも皆さん、今は入っておられる議員NAV Iという業界紙があるんですけども、ちょっと前までは冊子だったんですが、最近、この3月からウェブマガジンになります。それもIDとパスワードで見ることができるので、議会事務局は議員NAV Iを入れているようなので、IDとパスワードも聞けると思います。議員NAV Iは、たしか年に4回ぐらい質問に答えてくれるサービスもやっていたのではないかなと思います。議会事務局が持っているので、議会事務局が持っている4回分を誰が使うのは知りませんが、そういうサービスも持っています。

さて、そういった争点情報の例としては、このほかに「一般質問のネタをどこから探していますか」というふうに聞いたときに、ほかのまちの議会だよりから見ているという人もいます。議会を視察したときに、議会だよりをうちへも送ってくださいとお願いしておいて、それを集めて、そこに出てきた一般質問の論点とかを見て、「これって、うちのまちでも聞くことが必要なんじゃないかな」と、全部コピーしてはいけませんけれども、うちのまちでもこういうことが必要だなと思ったらサイトにアクセスして、今ですと公開されていたり、公開されていなくても議会事務局に聞いて、それを活用することで一般質問の争点を探すという例もあります。

情報の収集のところで、2つ目は基礎情報、調査や統計の分析情報。争点があっても、その争点を支える統計だとかデータだとか話題と、その説得力や納得性に多く差が出てきます。調査とか統計の分析資料、行政が持っている資料とか白書とか、そういうものが多いです。これは、e L e nという条例のデータベースです。先駆事例を探すときに、この条例はどんな条例かを調べたいときに条例を検索することができます。条例データベースなんですが、これは研究目的に沿って特定の団体組織、研究者にアイデアを提供させていただいているもので、一般公開はしておりませんという、ちょっと意地悪なことが書いてあるんですが、ご安心ください。この特定の団体の中に議会事務局が入っているそうです。だから、議会事務局から、このデータベースを使いたいんだけどID、パスワードくださいと言ったらくれます。そうすると、全国の条例を検索することができます。

それから、これは使ったこともある方も多いかと思いますが、政府の統計の情報窓口、e - S t a t、これはいろいろ見ていただければいいのではないかなというふうに思います。白書などは、大体その中から見ることができます。

それから、ちょっと使いにくいんですけども、OECDという国際組織が集めているデータベースがあって、国際的に比較するときには、そこからもデータを持つてくることができるというふうに思います。

それから専門情報、政策開発をするときに争点があって、データがあって、それを専門家は言うてるのかというものが必要になってきたりします。専門家だけではなく

て、ほかの自治体はどうなっているのか、それはどんなふうに行っているのかという先駆事例を探したいなということもあると思います。議員ファイルとか、いろいろ出てくるんですが、1つご紹介したいのは、これはサイニーというサイトなんですが、論文とか雑誌記事を検索することができます。例えば、日経グローバルとかダイヤモンドなどの記事も入っているので、キーワードを入れて検索するといろいろな雑誌記事のリストを得ることができます。商業誌などは無理ですけども、大学の雑誌に研究者が書いているようなもの、その政策分野ごとの新しい課題だと本になっていないことも多いですよ。本になる前に誰かが、そのことを問題にして雑誌に書いていたりすることがあります。しかも、それは大学の教員が大学の雑誌に書いているときは、大体機関リポジトリといってPDFファイルで見れるようになっています。だから有料の記事とか、その本を売ってるようなものは見れないですけども、そこに利益を発生させないような大学の雑誌だとか、そういったものはここから検索して、専門家はこういうふうに行っていますということを見ることができます。

情報というのは、本当に質問に対する納得を左右する大きなポイントですので、これはすごく大事なんですけど、それも踏まえてもう1つ、聞く力ということの重要性を指摘しておきたいと思います。特に、先駆事例を持ってくるときもそうなんですけども、単に先駆事例を紹介して、この先駆事例を我がまちでもやってくださいと言っても、なかなかそれは通じないです。1つには、その先駆事例はどういう形で、どうかかわって活用したら、うちのまちでも実行することができるのか。では、それは現場の人はどう思っているのか。この場合の現場は2つあります。1つは困り事の現場、実際に人が困っている現場です。もう1つは、その政策や事業にかかわるものを実際にやっている行政の現場、この2つのところに行って現場の状況をどう思っているか、その問題点をどう思っているかということを知っておくことは非常に大事です。特に、新しく市議になられた方で行政の現場に行くと、下にも置かないもてなしをされてちょっと居ずまいが悪いとか、市の職員とやりとりをすると独立性が失われるからよくないという方もおられるんですが、そこは心の独立を保っていただきながら、やはり現場でどう思っているか、その現場で仕事としてやっている人がどう考えているかときちんと聞いていく。そのとき大事なものは、何度も言いますが聞くことはすごく大事です。聞くことで話すと思ってください。論破してしゃべるということではなくて、どう思っているかをまず聞いて、それを受けとめましょう。そのことによって相手も、自分の言ってることをきちんと聞いてくれた、きちんと受けとめてくれたということで、そこには信頼性も生まれてきます。聞くというのは大事です。実は、政策形成におけるコミュニケーション力というのは、聞くことなのではないかなというふうに最近考えていまして、その検証をやったりしているんですけども、聞くことはすごく大事です。

ほかのまちの事例を我がまちのローカライズする、こういうやり方だったら担当も何かやりそうだなと。では、こういうふうに一般質問をしてみようと。担当はこう言ってるけれども、でも現場ではこういうことが起こっていると、それはこういうのがおかしいのではないのということを知り、見る。きちんと困り事の現場を見る、きちんと担当者がどう考えているかということを知り、そういう情報は質問に対する納得を大きく左右するのではないかなというふうに思います。

質問の作成プロセスについては少し飛ばしたいと思います。よかったら、ごらんになってみてください。今日は、議員NAVIという雑誌で連載したのも、これは議員NAVIを宣伝しますということで配っていいという許可をもらっているの、これは議員NAVIで連載したもので、今日、お話す内容なども割とここにきっちり書いてありますので、よかったらまたごらんになってみてください。作成プロセスは飛ばします。

質問がまとまったら、答弁調整をどこまでやるかですけれども、いろいろあると思いますが、西尾市さんはどれぐらいするんですか。答弁調整は余りしませんか。質問の要旨などを出したら担当の人は飛んできて、どういうことを実際に聞くんですかと根掘り葉掘り聞かれるようなことはありますか。結構ある。シナリオはどこまで書きますか。答弁書はもらえますか、人によりますか。どこまでやるかなんですけれども、御存じのとおりやり過ぎると八百長と学芸会と言われた、あの感じになりますよね。でも、一方で、全く見せずに聞いている人が全然かみ合わなかったり、「ちょっとそれ、わからないので今度調査して、またご返事します」で終わるのではさわりがあるわけですね。一般質問の大事な機能の1つに、議事録になるということがあります。ですから、議事録として残るときに、どういう趣旨で質問しているのかがわかるぐらいはお伝えするということがあります。答弁調整も必要悪だとおっしゃる方がおられて、なるほどなと思ったんですけれども、やり過ぎると本当に八百長になってしまうんですけれども、でも一切言わないと全然かみ合った議論にならないときもある。だから、この後申しますけれども、何を問題にしている、どういうことを訴えたいのかという問題意識については伝わるようにしましょう。要旨ってどれぐらい書きますか、読み原ぐらいですか。要旨は、どれぐらい細かく書きますか。大項目、小項目ぐらいですか。それとも、読み原まで書くんですか。中項目ですか。通告書で読み原を出すところもあるんです。それは、だからいいですね。余り中項目だと、ぼかせる人はぼかせると思うんですけれども、そういうときは何を聞きたいかということだけはわかるようにしておきましょう。そうでないと現場でお互い、ここにクェッションマークが出るようなやりとりになって、もったいないことがあります。ただ、回答まで聞くという人もいるんですが、そこから先は一般質問に熱心な方でも分かります。一往復までは聞くという人もいますが、何を問いたただすかだけは言うておいて、どういう回答がくるかは聞かないという人もいます。大体、そのあたりかなと思います。県は、全部つくるそうですね。全部の県ではないかもしれませんが。

問題の共有や問題意識、文脈の共感を目指しましょう。「今日はいい天気ですね」と言いますよね。「今日はいい天気ですね」という情報に何の意味があると思いますか。「今日はいい天気ですね」と、別に言われなくてもわかりますよね。情報としては何の価値もないわけですよ。でも、「今日はいい天気ですよ」とやっぱり言いますよね。それは何の意味もない情報をやりとりしているのかということ、でもそうではないですよ。言葉には情報と文脈があって、意味とか背景とかがあって、「今日はいい天気ですね」と言葉を発することの文脈があるわけです、背景があるわけです。「私は、あなたと言葉を交わしたいんだ」というメッセージです。だから2年間、話を一切していなかった人が、ある日、突然やってきて「今日はいい天気ですね」と言う。この人、何の意

味もない情報を私に投げつけたとは思わないですよ。2年間、話してこなかった人が「今日はいい天気ですね」という、その文脈を我々は感じるわけです。それは、言葉というのは情報と文脈があるわけです。一般質問もそうで、一般質問として出てくるものの中に、その人の問題意識とか背景とか文脈があるのに、それが語られないで言葉の情報部分だけが出てきて、「何だろう、この人の質問は」ということが割とあるんです。それは、文脈をきちんと伝えましょう。一般質問を通じて、何をどう問題にしているのかという文脈を伝えましょう。隠し玉にしないと丸め込まれてしまうのではないかという疑問もあったりして、実際にそういう意地悪な執行部もいますけれども、ただ皆さんは執行部に質問することを通じて、市政の問題点を市民の前に明らかにするわけです。だから、なぜその問題を問題としているのか。これは問題ですよ。それはなぜ問題なのか、そういう皆さんの問題にある文脈とか背景をきちんと説明すると。特に政策提案質問の場合は、その文脈をきちんと説明することによって「こうこう、こういうことをすべきではないですか」、「いや、それはできません。できませんけれども、こうこう、こういうことすべきですよ」という、その背景の問題意識がわかるということがあり得ると思います。実は、政策提案質問ですごく重要なのは、この状況というのは問題ですよということに対する、確かに資源がないからできないけれども、この状況は問題ですよということ、そこにたどり着くのか第一歩です。逆に言えば、そこにたどり着けば、あとは資源の問題か何かの問題になるので、そこが解決できれば、ではやりたいということですよという土俵に乗せられる。「皆さん、こういう事業をされていますが、それってこういう意味ですよ。本来は、こういう状況を何とかしたいんですよ。でも、本来そう思われていることに対して、そこから見てちょっとさわりがあるような、こういう状況が起きていますよね」という土俵の乗せ方です。皆さんが持っている問題意識について、「なるほど、それって問題ですよ」という土俵に乗せるということ、質問の文脈を論じる、質問の文脈をきちんと説明する、そのことによって「このことって問題ですよ」という、その共有にたどり着くということがとても大事です。問題の共有や問題意識、文脈に対する共感を目指す。

あと、書き言葉と話し言葉との違い。お話するときに、どうしても読み原をつくりませんが、読み原をつくると、どうしても書き原稿で書くわけですよ。漢字の熟語がいっぱいくるんですが、それは聞いていると脳内変換しなければいけないので、聞いていると疲れます。そうすると、特に原稿をもらっていない市民の人はわからないし、時々議員の方もわからなくて「ううん」となってしまうわけですよ。それを何とかやめましょう。書き言葉と話し言葉は違うし、でも問題意識の文脈まで語れというのであれば、どうしても膨らんでしまいますよね。そのときに便利なのは、サンドイッチにすることです。先に結論を言う、それに対して理由を言う、もう一回結論を言う。先に結論を言って、理由を言って、それについてもう一回結論を言う、それでサンドイッチにする。そうすると、聞いていてもわかりやすいし、例えば途中でちょっと文脈がわからなくなったとしても、「こういうふうな結論です。理由を3つ述べます。1、2、3。改めて言いますと、こうこう、こういう理由だからいけませんよね」という結論でサンドする。それだけで随分伝わり方が違います。

あと、できるだけ脳内で変換しなくてもいいように、全部平仮名で書いても意味がわ

かるような文章を書くと、話し言葉としては大変秀逸です。全部は無理ですけれども、それを目指してみると少し聞いていてわかりやすい。インターネット中継も始まりますし、議事録も読みやすい、そういう文章になるのではないかなと思います。感覚的な評価を投げつけます。先ほど、言いましたね。「ちゃんとしてよ」、「ちゃんとしてます」そうではなくて、どうちゃんとしてほしいのかということをお知らせします。無駄なことは聞かない。これは飛ばしますね。市長の姿勢を、私たちはいつも言ってしまいそうになるわけですけれども、それは市長に姿勢を聞いてもしょうがないよねということもあります。無駄なことは聞かない、特に往復1時間ですからね。そのかわり、1時間全部使わなければだめなんだということでもないんですよ。ちゃんと絞って話を聞けたらいいかもしれない。恐らく皆さん、大項目で言うと3つぐらい考えると思うんですけども、じっくり議論したいと思ったら諦めて2つに落とすのも手です。時間を守って別に悪いことはない。3つ入れようとして、時間がないので次に行きますと行って未消化でやるよりは、逆に2つに絞った方がいいこともあります。それとかかわって、これができたら60点というものをメモしておきましょう。どうしても私たちは、原稿に書いたことを全部やりたくなくなってしまいますね。でも、そうしない、整理しておく。質問をつくる一番最初のときに、今日、この後、ポストイットで書いてもらいますけれども、ポストイットでこういうことを聞きたいということを項目化してみると便利です。私、それをひとりワークショップと呼んでいるんですけども、何を聞きたいか、そのためにどんな資料が必要かということをおおまか整理しておいてゴールを決めておく。しかも、そのゴールは、これができたら100点というゴールではなくて、これができたら60点というゴールを決めておく。最後に、うまくいかなかったなというときも、最後に60点だけはとりにいっておこうというのがあったら、それで安心になります。これができたら60点というものをメモしておいて、一番聞きたいことはこれ、これだけ聞ければ60点ということをおおまかメモしておいて、自分の議論の演台に置いておく。何か一問一答で崩れそうだなというときは、それを確認しましょう。そこだけは確保する、それだけで随分違ってきます。

ちょっと長くなってしまいましたが、質問力を上げるには、質問力というのは総合力なので、結局、情報収集する力、問題を意識し、それを整理・分析する力、説明する力、議論する力、こういうふうになると質問力というのは議会を支える議員力でもあるわけです。だから、一般質問に取り組んで、その力を伸ばすということは議会を支える議員力を伸ばすということでもあります。執行部だけでなく、同僚議員や市民に向けて行政のあり方を問いただすという立ち位置を意識すると。先ほど、質問力研修の話をしてきましたが、それを例えば党派とか有志でやってみてもいいかもしれません。質問書と答弁書を並べてみて、聞いていてどうだったと、そんなことも重要なのではないのでしょうか。とはいえ、いい一般質問をしても行政が動くとは限りません。西尾市の市長さんを私は存じ上げませんが、市長さんによっては、いわゆる首長与党、首長野党で答弁の厚さが全然違うという市長さんがいて、職員が、首長に対して否定的な議員に丁寧に答えると、市長室に呼び出されて「君は親切だね」と、怒られないような怒られ方をするという自治体も本当にリアルにあるんです。でも、本当はそうだったら議長が、そういったものは答弁書の厚さにダイレクトに響いてきますから、特定の議員に対して不当に答弁が短

かったら「ちゃんと質問に誠実に教えてください」と、それは議長が言わなければいけないんですけども、でもそういう政治的空間としての議会も必ずあります。また、いい一般質問をしても行政を動かせるとは限らない。それは、質問側だけが悪いわけではないときもあるわけです。でも、例えば一般質問をする前とか後にきちんと担当者にヒアリングをすると、こういうところは受け入れられるかもなという話になることもあります。大事なことは、まちをよくするということですから、そういう意味では、一般質問は議場が全部だとは思わないで、一般質問もまたやりっ放しにして終わってしまうと、結局、それは本当に聞きたくて、本当に問いただきたいの、単に一般質問をしないとまずいからしたのではないのということにもなりかねません。でも、議場が全てではないので一般質問をめぐって、その後どうなったというふうにちゃんとフォローするとか、あるいは事前に現場の話聞いておくとか、そういう一般質問にはオフ、議場ではない場所で政策の提案とか、そういったことを検証していくということもあるわけです。裏取り引きをしると言ってることではなくて、一般質問をするということは議場だけで全部が終わるわけではなくて、その前のプロセスに後のプロセスもあるんですよということです。

いい一般質問が市町村制を変えられるとは限らない。1人でやる一般質問なんですけれども、1人だから持っている政治力は議員全部の、西尾市さんは30人で、今は28人でおられるんですが、30分の1以下になることがあるんですよ。政治力で言うと。だから、いい一般質問をしても、それで変わるとは限らない。でも、それはもったいないのではないかなと思っています。一般質問で一生懸命やっていると、皆さんご自身の議員活動としての知恵と経験の集約で、そのお一人のものとして毎回、毎回なかったことになってスルーされてしまうとか、いい一般質問をしているのに、それが市政に反映されないというのは議会や市民にとっても損失だなというふうに私は思うんですね。そうすると、一般質問を議会の政策形成力につなげられないか。例えば、一般質問で議員を議場でひとりぼっちにしない。執行部はよく見ていて、それは理事者側の方から聞いたことなんですけれども、一般質問に対してほかの同僚議員が「うんうん」とうなずいているだけで、やはりプレッシャーを感じるんだそうです。逆に、一般質問をしているときに周りの議員の方が寝ていたら、それはそんなものなのねとなるわけです。拍手があったり、やじは是非がありますけれども、でも拍手があったり、うなずいたりするというだけで違う。例えば、どんな仕組みがなくても、複数の議員が同じテーマについて別の角度から質問する。例えば、それが会派を超えてされたら行政としてはプレッシャーですね。ただ、同じ質問を3回したら、本当に連携がとれた証拠になってしまうので、連携がとれているんだということをちゃんとアピールしながら、そこは仕掛けですね、仕組みです。議員間連携ができる。

追加的に、ほかの議員が回数や時間をかけて質問することを認める。関連質問ですよ。やりとりを聞いていて、これ聞きたいのにうまく逃げられているとか、ここを突っ込めばよかったのに違う方に流れてしまったなど聞いていることがあります。そうすると、聞いていた議員が、その議員が質問し終わった後に1回、挙手して発言を求めて、「いや、〇〇議員の意見はこういうことをおっしゃっておられたと思うんですが、私はこうこう、こう考えるんですがどうですか」というふうに関連質問をすることができる。

近畿の、ある自治体ではやっています。

以前の質問内容を事前通告なしに、その後の経緯などを時間外で質問することを認めるという追跡質問という制度もあります。

それから、議員1人でやるものにしなくて、議会の政策資源として生かす。例えば一般質問の中から、その後の議運で「これ、よかったね」というものを取り上げて、議会として質問をするということができれば、議会全体の質問としてこれを出しますと言えば、本当にそれは強いですね。議員間討議の素材として活用してみる。結局、議員間討議がなかなか活発になっていないところがあるんですけども、議員間討議は、必要な場面に行くことと盛り上がるネタをすることは大事ですね。一般質問で行われて「これはおもしろかったね」とか、「これ何人か、そうだねと思っている人がいたよね」ということを議員間討議でやってみるとか、それから市民報告会をもっと対話型にして、市民報告会に寄せてきた意見が一般質問に生かされたんですね。市民としては、それはすごくうれしいわけですよ。そういう場面もつくり得るわけです。実際に、そういうことになっている議会もあります。ワークショップやワールドカフェとか、対話型の手法をもっと活用する。市民報告会は本当にもったいないです。わざわざ議会に関心があって来ていて、でも説明する側も心配でしょうがないので、できるだけ余りいっぱい意見をもらいたくなくて、よもや「君たちは給料泥棒だから返せ」とか言われたくない。でも、それはせっかく来てくれたお客さんを残念な気持ちで帰すのは絶対にもったいないんです。例えば、ワークショップのスタイルにするとか、議会報告会のスタイルを拝見していると、もっと対話型にして、もっとおもしろくて、今日ここに来てよかったなど市民が思っただけ帰る場にするということが、実はすごく重要だし、そのことが議会にも本当は生きるはずなんです。もし、そういうやり方をお話しさせていただける機会があったら、またぜひ時間をいただきたいと思います。質問に書いていただいても結構です。でも、今日は時間がないのでそれは飛ばします。

議会だからできる市民との話し合いのスタイルというのは必ずありますし、部局ごとで完結していなければいけない行政よりも自由度は高いはずなんです。もっとおもしろい市民との話し合いのスタイルというものは、議会ならできるというふうに私は考えています。市民と議員の条例づくり交流会議が今度、7月25日に東京であるはずなんですけれども、たしか分科会の1つがそうだったのではないかなと思います。また、議会改革白書の2014年度版にそれが載っていたかと思いますので、ご関心のある方はぜひご覧ください。

やっていなかったらごめんなさい。実際にやっているのかなと思うのが、議員同士で選ぶ今議会のベスト質問賞とか、ベスト質問賞を取った者は議会だよりで特集して、そのやりとりをやる、そうしたら議会だよりはおもしろいですよ。それをインターネットで、それだけを別にくくり出してみる。そうしたら、見る人もずっと見ているのはつらいけれども、それが今年のベスト質問なのかと思ったら、やはり見たいわけですよ。そういうことができる。一般質問の、その後を追跡するところもあります。一般質問をしたら、そのときはできませんと言っていたのに2年とか3年したら、いつの間にかやっていたみたいなのがありますよね。そういうものをちゃんと追跡して、議会だよりに掲載しておく。やっているのは芽室町とか山梨県の昭和町ですが、そういうふうに考



えると議会が持っているコンテンツ、議会をこれから市民にもっとつなげていくためには、議会の魅力を見せる必要があります。議会の魅力って何かというと、議員と議論しているネタです。その中で、一般質問は議会の魅力に十分なるはずなんですね。その生き生きとした一般質問の姿を実現していくことによって、質問力が増すことによって議会力が増していったら、そのコンテンツをアピールしながら議会とはこういう場所なんですよ、生き生きした議論がされている場所なんですよということが伝わることによって、議会像も変わっていくのではないかと思います。

本当に長い間しゃべってすみません。前半の話の方は、ここまでとさせていただきます。どうも、ありがとうございました。(拍手)

○副議長（鈴木武広） 先生、どうもありがとうございます。

それでは、3時半に再開をします。それまでに席にお戻りください。

○講師（土山希美枝） 1点、お願いしてもいいでしょうか。3時25分までに、もし質問とかご意見があったら、お手元のポストイットに書いていただきたいと思います。黄色と青と緑があると思いますが、黄色のポストイットに質問を書いてください。私の今日の話で、何がご質問があったら何でも書いてください。それから、青か緑のポストイットは、一般質問について工夫をされていることだとか、お悩みだとか、あと議会改革全般にかかわるようなこと何でも結構ですので、お手元のポストイットに1つの紙にネタを1つ。だから、2つある人は2枚使ってください。できれば後半のために、いっぱい書いてください。質問は黄色のポストイット、青か緑には一般質問で皆さんがされている工夫や、こういうのは困るという悩み、そのほか何でもいいですので、それを書いていただいて3時25分に事務局に集めていただいて、それを整理して後半、皆さんとやりとりしたいと思います。

以上です。

○副議長（鈴木武広） では時間厳守ということで、3時半から始めますのでよろしくお願いしたいと思います。

午後3時10分 休憩

午後3時30分 再開

○副議長（鈴木武広） 休憩前に引き続き講義を再開します。

本日は、4時半には必ず終わりますので、それを目途に回答をしていただきますので、よろしくお願いいたします。

○講師（土山希美枝） 前半はすみません、長くなってしまって失礼しました。

いろいろご質問をいただきまして、ありがとうございます。議会改革に関係するものと、もう少しシンプルなお質問と、いろいろお悩みにはどうしたらいいかという話もいただきました。まず、幾つかお答えしやすいものからさせていただきたいなと思います。

振り返りフォローなんですけれども、例えば質問内容について、以前に行われた質問との比較は不可欠かという話がありました。これは、多分ほか人の質問も込みだということだと思んですが、議事録ですと、近年の分で、この人がした質問だなというのが

あったら、どういう回答をするかの資料にもなりますので、それは目通しした方がいいと思います。事によったら、その人と議員間連携で質問ができるかもしれませんが、ほかの議員の質問は見ておいた方がいいかなというふうに思います。

同じような質問を、どの程度の間隔で行うのがよいのか。また、質問内容を継続して行う場合のメリット、デメリットみたいなことも書かれています。どの程度の間隔で行うのがよいのかと、1つは、例えば検討しますという話があったときに、どれぐらい待った方がいいのか。それは先ほど申しましたけれども、一般質問のオフといいますか、した後少し現場に行って様子を聞いてみる必要があるかなと。このあたりを変えようと思っているんです、問題だと思っているんですということなのか、それでもなかなか変えられないということなのか。そうしたら、ひょっとしたら逆に質問した方が、もし職員が変えたいと思っていた場合に、もう一回質問することで、その職員の置かれている環境をちょっと後押しするようなことになるかもしれません。逆に、全然何も対応していないよというときは、それは出さなければいけないんですけれども、そうすると半年とか、それぐらいあけるのがよくある間隔なのかなというふうに思います。ただ、質問にタイミングが要りますので、例えば待機児童の問題を扱うときに、1年間でこのぐらいのタイミングでやった方がいいなというのは、それは政策の特徴としてありますよね。それなども参考にしたらいいのではないかなと思います。

質問内容を継続して行う場合のメリット、デメリットですが、メリットは、継続的に質問すること自体が一定のプレッシャーにもなりますし、ただデメリットとしては、ほかに質問したいことがあったときになかなかできないという、持っている時間の限りがありますから、皆さんが質問時間で持っているものも、それはそれで資源ですので、それをうまくご自身なりに配分することが有効なのではないかなと思います。それでもなかなか、その後どうなったかというのがはっきりしない、出てこなくていらいらするなということがあったときには制度をつくることもできます。例えば、福岡県の田川市ですと、「検討します」というふうに言った質問は、文書で回答することを義務づけているんです。そうすると、改めて聞かなくても文書で回答が出てくるということになります。

それから、今、検討委員会で文書質問を検討されているということですが、閉会中の文書質問を使うことも、やり方としてはあるのではないかなというふうに思います。ですから、一般質問については、そういう制度を提案することもできるかと思えます。

先ほど、追跡質問といって例にも出しました芽室町や昭和町ですが、あの質問はどうなりましたと聞くのは、時間外で聞いてもいいというところもあるんです。ですから、そういうやり方を入れることも制度的に変えられる部分があるとすれば、そういう制度的な変更も有効に一般質問の機会を活用する仕組みの1つだと思います。

同じ質問をどうするか。皆さん、通告を出してから実際の質問までどれぐらいですか。2週間ぐらいですか。そうしたら、通告書を出すときに議運で調整できませんか。会派を超えて、もしどこかでやれば、実は岐阜県の多治見市と会津若松市は3週間なんです。それはかなり長いと思うんですけれども、ただその3週間の間に質問が重複した場合、誰がやるということになるんですけれども、もうちょっと丁寧にやったら「あなたはこっちからやって、私はこっちからやる」ということも結構できたりするので、そう

いうことを調整して、通告書から質問要旨を出すまでの間に自分の論点を少し絞ったり、変えたりして連携してやるというふうになったら、2週間あるなら、ひよっとしたらそれができるのではないかなと。今、会派の中で調整しているということでしたけれども、その会派を超えて調整することもできるのではないかなというふうに思います。そうすると、一番得をするのは執行部なので、そういう例もありますということでご検討いただいたらどうかと思います。

「お礼」と、「お願いします」。やはり人間ですから、どうしても言いたいんですけども、誰のために、何のためにやっているかという、当然、お互いのためではなくて、究極的には市民のためなので、つい言ってしまふんですけども、つい言ってしまふことまで「それは間違いだ」というふうに私は言いませんけれども、でもお願いするというよりも、やはり問いただすという姿勢なんだと。ただ、その問いただしていることに真摯に答えられたときには、真摯に答えてくださったことを私は評価しますとか、そういう言い方に言いかえてもいいのではないかなと。真摯に答えてくださったことを力強く思いますとか、そういう言い方にする。それは市民に対して1つ、その質問によって皆さんが思っただけなのはいいのではないかなというふうに思います。

なぜ、ありがたいかということですよ。なぜありがたいか、なぜお願いなのかということをご自身なりに考えると、置きかえられる言葉も出てくるのではないかなというふうに思います。例えば、検討するときにはちゃんと「では、それでは検討します」というときに、「じゃお願いしますよ」と言ったときは、「お願いします。これやってください」と言うのではなくて、それはちゃんとしてくださいねということなので、やっぱり「お願いします」と言ってしまふかもしれません。でも、「お願いします」という言葉のかわりに、「それでは、きちんと精査されて明確に回答されることを期待します」と言ったりとか、思っていることを具体的に表現するという、もっと適切な言葉に言い換えられるのではないかなというふうに思います。

60%ラインの設定の基準は、質問の目標を60%に決めましようと言いましたが、それはまさに質問をつくる最初のときに、今回の質問は何をどこまで指摘することが目標なのかということ、よくできた場合と、ぎりぎりこれぐらいの場合ぐらいのところをシミュレーション、ご自身の中で納得のいくところを追求してください。往復60分でできることは多いようで少なかったりする、そういう意味では、今回はここまでというふうにきちんと戦略を立てることが大事だと思います。これは報告の中では申し上げませんでしたけれども、特に政策提案質問の場合は一遍で実現するという事はないですよ。そうすると、幾つかの段階に分けることになりませんが、大体予算がなくて、何がなくてできませんみたいな話になるんですが、でも逆に言えば、それがあればできるんですかと。「これは問題があると思われるんですよ」、「これは、やっぱりこういう意味では問題ですよ」というところが、まず最初の一步です。そうすると、お金がないとか人が足りないということになってくるので、では先駆事例ではこうだけれども、こうだったらやれるのではないかとか、担当はこのように回しているけれども、こうだったらやれるのではないかとか、担当のことは次回に譲るんですね。言われる担当の方が嫌がることもあるので、ちょっとそこら辺は気をつけなければいけませんけれども、今回は問題を共有する、今回は、ここだったら何とかかなというラインを探す、今回

は、もう少し実現しませんかという方に持っていくという、そういう戦略を練る、戦略を組むということが必要だと思います。それに応じて、この目標はどれぐらいだったら到達できそうかなということを考えていくと、今回はどこまでやるのかということも見えてくるかなというふうに思います。60%ラインの設定基準はということです。

そのほかに質問の制度として、どの程度、事前の答弁調整をするべきか少し悩んでいます。これは、できたらもう少し詳しくお話いただけるとありがたいですが。

○議員（中村 健） そもそも、執行部側から反論権と反問権は基本的にないですよ。議員からすれば、突っ込まれる心配がないので安心してやれるじゃないですか。執行部側からして、こっちが手の内をある程度隠すというのは、あちらからするとどうい質問がくるかわからないという状態ですよ。そこが割り切れないというか、こっちが安心した立場で質問できるという、手の内をある程度見せた方が、見せないフェアでないのではないかなと思っている自分がいて、その部分はどんなのかなというのが悩みといえば悩みです。

○講師（土山希美枝） 自分は、こう思うという諸先輩方はおられますか。私から代弁してしゃべってもいいですか。

突っ込まれる心配がないので安心して質問ができるというのは、逆に何を聞きたいかというのが質問できてないかもしれないという場合はないですか。

○議員（中村 健） ある程度、事前の調整の段階で、こういう趣旨で、こういうことを伝えますよというのはわかっているんですけども、お互いにどうい質問が返ってくるかわからない状況でやりとりするのは、僕はフェアだと思うんですけども、議員は一方的に聞くだけで、執行部側とすれば自分からは聞けないけれども答えるだけという、その立場の差が、どうしても釈然としない部分が自分の中ではあるということなんです。

○講師（土山希美枝） 議論でないのではないかとということですよね。ご指摘の部分は、確かにあるというふうに思います。ただ答弁調整の話は、答弁調整の問題性が言われてきていたのは、結局、何をしゃべるかを裏でやりとりして、事によったら答弁調整を聞いていて答えがわかったから、自分はもう聞かなくてもいいということにもなりかねないというところがあるんですね。フェアでないという話もありましたけれども、答弁書はもらうんですか。くれと言えどももらえる。くれない議会も割と多くて、そうするとなかなか、こちらは何を聞くかは明らかなのに、相手は何を答えるのかわからないというところがあります。ただ、恐らく最初に聞いたときに答えることは、再質問があるわけですから状況を整理したり、どんな問題があるのか、ある意味、土俵ならしだと思えますね。その土俵の上で次にやりとりをすることになるので、そうするとお互いに何を持っているか、執行部はどんな情報を持っているか、そこから先は見えなくなります。その意味では、問いただすのですから、聞いたことをめぐってのやりとりとしては、そんなにアンフェアということではないかもしれません。でも、アンフェアだと思われた事例がありましたか。

○議員（中村 健） 事前に何を聞きますよと、ある程度言ってしまうと、執行部側としては時間もあるし、情報もある中で答弁はしっかり用意できますよね。余りそういうふうにしたくないんですけども、だからある程度は隠しておきたいけれども、自分は明らかに伝えないのに、こちらは隠すというのが何か後ろめたい気持ちがあるんです。

○講師（土山希美枝） 何で隠すんですか。

○議員（中村 健） 事前に用意された答えでないものを聞きたいというのが、幾つかあった場合ということですから。

○講師（土山希美枝） 今、お声にもあったんですけれども、1つは、再質問だと思います。ただ、もう1つは、事前に用意された答弁でないものを聞きたいというときに、聞いた内容を隠すことで、逆に押しほしいつぼはここなのに、違うところを押さってしまったということもあるのではないかと思うんです。それは、逆にもったいないと思うんです。答弁は、割と時間をとりますよね。1回目のやりとりで返ってくるのは、そこそこ長くしゃべられますよね。それが、実は本人が聞きたいことはここだったのに、何かこの話をさってしまったという気になるのはもったいないので、隠すというところが、つぼが違ってしまふような隠し方はしない方がいいのではないかと思うんです。でも、つぼがぴったり合うのは、そういう意味では隠しておいた部分になってしまうかもしれないので、生き生きとした議論をするということを考えて、1回目のやりとり以上に再質問のところで考えた方がいいかもしれません。ですから、1回目の質問については余り隠さないでこういう趣旨で、余りというのは、その加減がどこかという難しいんですけれども、ここら辺がつぼですよということは示してあげる。ただ、その答弁が一定短くなるようにしておいて、そうするとお互いフェアな中で、やりとりをする時間がもう少し長く残るといふ、そういう力加減で考えてみたらいかがですか。多分、おっしゃられるように行政が持っている情報というのはすごく多いので、全部示してしまうと言いくるめられそうな感じがあると思うんです。でも、そのときに大事なのは、何を問いただしたいかということなので、問いただしたいことをもう少し深堀りしておいて、最初にこの情報とか相手のスタンスは、相手のスタンスは大体こんな感じだなというの、大体質問と答弁をつくる中で見えてくると思うので、そのスタンスに対して自分はこういうことを言っておこうということを、再質問のところで設計すると生き生きした答弁になるかもしれません。

ですから、お勧めとしては最初の1回目から隠しすぎずに、最初の1回は、むしろつぼがあるようにしておいて、このつぼを押してもらったら、今度はこのつぼを聞きたいなというところは、そこから先は、ちょうちょうはっしのやりとりでやれるようにしておくというのではないかなと思います。

あと、今日、午前中拝見していたら反問権、反論権が結構提案されていたので、そういう意味では容赦なくやってもらって、反問権も反論権も、来年ぐらいになるんですか、今、ご議論されていたことが実現するのは、早晩実現することになるかもしれません。なかなかストレートなご質問で、よかったなと思います。ありがとうございました。

西尾市の質問要旨を詳しく書きすぎて質問が広げられない、改革できるか。すみません。私、実際に拝見していないのでどれぐらい詳しいかわからないんですけれども、通告した後に要旨を出すんですよね。答えなくなったら、消しておいていただいて結構です。事務局に伺いましょうか。通告書を出した後に、もう一回要旨を出すんですか。

○事務局（小倉崇伸） 通告書自体に要旨を書く欄があります。要旨の中を一読して、内容が理解できる程度に書くようにということは申し合せの中にあります。

○講師（土山希美枝） それでも、やはり詳しく書き過ぎるという印象があるんですね。す

みません。質問等のやりとりを拝見してからお答えしないと、責任を持ってお答えできないのかなと思うんですが、ただ読み原を出させるところもあるので、先ほども言いましたが、大事なことは議場でかみ合ったやりとりができるかどうか、市民から見たときにかみ合った議論をしてもらうということがすごく重要なことなので、問題意識は伝わった方がいいと思うんですね。恐らく、その問題意識に対して、執行部はこう考えているというのが何となく、いろいろな情報を集めている中でちょっと見えてきたり、ましてや答弁書が見えるような機会があると見えると思うので、そこから先、こういうことを聞こうというところ、先ほども話に出ましたけれども、こういうことを恐らく言うだろうから、再質問のところでこう展開しようという議論の組み立てにすると、余り要旨のところを気にしないでいいかもしれません。そういう意味では、工夫として執行部側の答弁内容をシミュレーションした上で、一般質問の構成を考えていますという話があるんですけども、多分、その要旨の中でこういうふうに聞くと、こういう回答をしてくるかなというのがわかってくる部分が、少し下調べしているとはあるのではないかなと思うんです。そこから先の再質問のところを、考えていかれるということかなというふうに思います。

1回目のやりとりは、特に問題意識を共有するということに集中するといいかもかもしれませんね。こういう問題意識に対して、市の側がどう考えているかということだけをたずねたという姿勢だと、そこから先にこういうことを深めていこうということについては、再質問のためにとっておこうということもできるのではないかなと思います。難しいですね、ここをどこまで書くか、それで持っている情報量がすごく違うので、言いくるめられてしまうみたいなのところもあるので、でも何度も言いますが大事なことは、市民から見てわかるということがポイントなので、やりとりの大事なところなので、そこは1回目のやりとりが、問題意識をめぐってかみ合うやりとりになるといって、やはり要旨は書いた方がいいかなというふうに思います。

時間について、時間配分がなかなかうまくいきません。いかないですね。時間配分で自分はこういうふうに工夫しているという方、おられますか。時間配分はちょっと苦しいよねという方、おられますか。もし皆さんが、時間がとても足りなくて苦労しているということであれば、質問時間を長くすることも本質的な解決の1つであります。嫌がられると思うんですけども、私は片道にした方がいい気がするんですよ。質問力研修を見ていて、これは答弁、長すぎだよねというのがあって、それで時間を使われたらこっちが困るわけですね。また、詳しく説明される方がおられますし、議事の日程のこともありますけれども、大体片道30分だと往復60分、70分ぐらいになるので、それぐらいで考えていただいて、トータル70分になるけれども片道30分というふうになると、自分の質問の分だけを考えればいいので、そこは少しすっきりすると思います。ただ、本質的に聞きたいことがいっぱいあって入れすぎてしまうことが多いので、先ほども言いましたが、勇気を持ってざくっと聞いて大質問を2つまでにしておくとか、大質問の3つ目は書いておくけれども、今回はしないというつもりでやっていくぐらいで、一問一答ならできますよね。一問一答だったら大質問を3つ用意しておいて、時間配分で、これぐらいの時間になったらこちらは今回しないというぐらいの、そういう割り切りをした方が丁寧なやりとりができることがあります。本当に議事録を見ていると、「こう

こう、こういうことも聞きたいんですが時間がないので次に移ります」というのが、もったいない質問のすごく大きな例ですね。そこは、本当に割り切りましょう。

また、何度も言いますが、閉会中の文書質問も検討されているようですので、それならもう一個の質問は閉会中にしておいて、閉会中に一回やっておくと、ある意味、1往復目をした状態で次の議会のときに、その続きからやることもできるわけです。文書質問を閉会中にやっておいたら、その閉会中にやっておいた回答を、いつもの1回目のやりとりだと思って、そこから再質問というつもりで次にやれることもできるので、文書質問をお考えになっているのはすごくいいことなので、それを使ってライブでやりとりをする時間を確保するというふうを考えられるといいのかなと思います。

答弁をもらわずに質問する力をつけたいが、どうしたらいいか。大事なことです。もらわないということですね。でも、全くもらわないと心配だということもあると思うので、答弁というよりも、ご自身が持っている問題関心を現場の職員の方とか、現場の方とやって、また他市の事例なども調べてくると、大体このあたりかなと見えてくることもあるんです。「大体、うちのまちだとこんな感じだろうな」、現場のところでいろいろ話をして「なるほど、そういうところが困っているんだ。ところで、こういうことをやっている他市もあるんだけれども、これを西尾市でやるのはどうなの」と聞いてみる。そうすると、そこでの感触というのがちょっとわかりますよね。そういうことをやっていくと、何となくこういう答えになるのかなということが見えてきたりするので、答弁をもらわずにやってみて、事前にいろいろなインタビューとかヒアリングなども含めて調査してやってみたら、案外もらわずにやってもできたということがあるのではないかなというふうに、私は思います。質問は読み原で出させるけれども、答弁は一切見せないという自治体も本当にあるので、あんちょこがあるだけに、それを見たいという気になってしまうと思うんですが、意外にいろいろ聞いた中で、その答弁と答え合わせをするようなつもりでやってみると、政策を分析するという意味ではすごく力のつくトレーニングになるのではないかなと。単にトレーニングということ以上に、ほかの政策にも応用ができる、そういう調査の仕方とか、分析の仕方を応用できるのではないかなというふうに思います。

研修として、ディベートを取り上げてはどうか。実は私、ゼミでディベートをやっていまして、それはそれでありだというふうに思います。ただ、ディベートというのは、こてんぱんにやっつける議論なので、こてんぱんにやっつける技術が出てくるので、ディベートのうまい人が一般質問でいろいろなことを実現していけるかということ、なかなかそうではないときもあります。でも、ディベートの大事なことは、ディベートは是と非に分かれて、議会の討論は常々変だなと思っているんですけども、討論をするときには賛否が決まっています、討論しても結果、変わらないんですよ。それはどうかなと。1947年に制度が決まったときには、そういうふうに解説に書いてあるんだけれども、それは別に討論で戦ってもいいと思うんですよ。でも、それとは別にディベートというのは、自分の主張ではない側について是非で議論したりする制度でもあって、そうすると違う目線の見方とか、自分が本当に心から全く思っていないことも是側に立ったら、夫婦別姓で反対とか一切思っていないのに非側に立ったら、その反対を言わなければいけないみたいな、そういうときに反対している人はどんな気持ちなのかなという視点を

入れかえてみるということ、そういう訓練にはディベートはとて面白いと思います。質問を書くときに、執行部側はどう答えるかなんかということを考えながら、執行部側はこう言われたらどう考えるかなんか考えながら書くというのがすごく重要でもあるんですけども、それと同じようにディベートというのは自分が思っていない側、自分の価値観とは違う側に、でも理屈をつけて物事を書くという、そういう訓練にはとてもよくなります。

課題はあるが、提案する政策がない場合はどうするか。特に、無理して提案しなくてもいいと思います。こういう問題状況がありますよね、この状況は問題だとお考えですよんかということ提起すると、それはある意味、監査に徹するということだと思えますけれども、それでも構わないと思います。自分も、どう答えを出したらいいかわからない、どう対応したらいいかわからないけれども、こういう問題がまちにあるよねんかことを伝えるということ自体も大事ですので、必ず提案しなければいけない。最近、議会の政策提案能力というのが言われていて、政策提案しなければだめだみたいになんか言われているんですけども、もちろんそれは大事ですけども、でも監査自体もすごく大事で、取ってつけたような提案をするよりは丁寧に状況を分析して、この状況は問題だと思えますよねんかことを示すことの方が重要であることもあるかなんか、私は思っています。政策提案をしなければいけないのではなくて、課題そのものを真摯に、これは課題ですよんかと俎上にのせることは大事だと思えます。そういう質問にしておく、すごく政策提案したいことがあるのかなんかと思っ、執行部はどきどきするかもしれません。これは提案がなく課題だけ、提起だけ来たよ、何を考えてるんだろんかと思われるかもしれませんけれども。

あとは、議会と執行部との関係がなれ合いにならないために、具体的にどのようなことをしておけばいいですか。1つは、議会としてのスタンス、議員としてのスタンスということを守ることだと思えます。それも、抽象的な言い方ですみません。一般質問をめぐって言うと、例えば調べていく中で、なるほどこうんかことなんだんかわかることがあります。答弁調整でいろいろ話をしていく中で、「いやいや議員、これはこうんかことなんですよ」と説明されて、「ああ、なるほど」とわかることがあります。それで質問をやめてしまう人もいますんですけども、その質問や行政側のスタンスということ市民の前に明らかにしておいた方がいいときがあるわけですよんか。そういうときは、私はわかったからそれでいいですよんかというのではなくて、この問題をきちんと市民の前に提起しておこうんかと思えば、それはやればいいと思えます。なれ合いにならないというのは、そういうことかなんかと思えます。本来、市民の前に提示すべきことを隠すんか、本来、対策すべきことを少し繰り延べするんかというのは、ひょっとしたらなれ合いになるかもしれません。でも、なるほど言いたいことはわかったけれども、でもこうんかことは問題だと思っ、これは市民の前に示しておきたいからやるよんかというのは、それがそういう立場に立つんかことかなんかと思えます。市民に対しての負託、市民からの負託という責任をどうやって果たすべきかと思えば、議会と執行部とのなれ合いなる状況というのは避けられるのではないかなんかと思えます。ディベートもそうなんですけれども、ディベートとは相手をこてんぱんにのすのではなくて、相手を論破していることをジャッジに聞いてもらうんかことなんですよんか。だから、一般質問も議場でのやりとりで、



傍聴の人も少ないかもしれませんが、でもそれを通じて、それを市民に対して見せているんだというふうに意識すること、その立場で市民に対してどういうふうに振る舞うべきかということを考えると、行政との関係性も、その比較の中で見えてくるのではないかなと思います。

一般質問は、市議会は議員個人の資質によるものだし、国会は党の統一質問だし、根本的に差異があると思うんですがというご質問をいただきました。議会でも、党の質問をする人もおられたりするかなというふうに思います。根本的に違うとする、その根本が議員個人によるのかどうかということでは、国会も、もちろん党としてやりますけれども、例えばこの間、横路孝弘さんが安保の議論で質問に立ちましたけれども、あれは横路さん自身が、自分がしゃべりたいから時間をくれと言ってやったんだそうですね。その意味では、党というものの拘束力というのは国会は確かに強いですが、でも質問するのは議員自身の土俵なんだと思います。

いずれにしても、大きい議会になったとき、私、よく質問力の話をしていただくのは、一般市や、そこよりもっと小さい人口規模のところが多いんです。逆に、政令指定都市とか県になると、一般質問ってそもそももう生きていないと、一般質問が機能するということが余りリアリティーがないぐらいな形になっているんです。先ほども言いましたけれども、本会議の場で再質問とかはあり得ないみたいな議会があったりとか、そこは委員会主義なんだから、委員会で議論すればいいという理由もあったり、もう1つ大きな理由は、議員の数が多すぎるんだと思うんです。だから、10人の議員のうちのお一人がおっしゃっていることと、80人の議員のうちのお一人がおっしゃっていると、そういう意味では、残念ながらそこでの影響力は違ってくるのかなと。ですから私自身は、一般質問というものを議員個人のものにしておくのではなくて、議会の政策資源として何かつなげられないのかなというふうに思っているんですけれども、その意味では、国会議員の500分の1ですから、また議員内閣制ですし、こちらは二元代表制ですから、その意味では根本的に一般質問の形は違いますね。

あとは、全国都市財政年報は有益と思うのですが、ご所見はいかがですか。財政の問題はすごく大変な問題なので、財政の資料、この年報もそうですけれども、あと市町村が持っている決算カードを類団とか時系列で見ると結構見えてくる人が多いんですが、すみません。私、この財政年報については余り詳しくはないんですけれども、そういう財政の情報や、特に類団等、同じ基準で比較できるもの、財政健全化の基準だけではなくて、こういう類団との権衡も見れるといいと思います。夕張市が破綻したときも、夕張市の決算カードを見ていると、やはり変なんですよね。手数料収入に当たる部分のお金が、すごく大きかったりしたんです。見ていると、ここがこんなに大きいのは変だよという数字があっても、それが夕張市の場合、会計操作をしていて、それがそこにあらわれていたんですけれども、類似団体との財政状況と比較する部分や大きなトレンド、動向が見えるような部分があると、財政については非常に有益になってくるというふうに思います。

あと、議会改革とのつなぎで、議員力を向上させたいという雰囲気を出したいというふうなことを全議員に持たせるにはどうしたらいいか。持っておられると思いますが、そういう解釈であえて書かれたのだと思います。質問力もそうなんですけれども、このようにお伺いすると、今は多

くの自治体で1期目、2期目の議員が随分ふえてきています。そういう意味では、1つの変わり目なのかなというふうに思うんですけども、その中で、議会とはこういうものとか、議会の役目はこういうものと、議員の役目はこういうもの、議員が目指すべき役割とかモデルというのはこういうものなんだよということが、余り可視化されていないことが多いと思うんです。そういう目指すべきモデルというのがないことが、こういうふうになりたいと、こういうふうになろうということにつながらない部分があるのかもしれない。今、議会基本条例をこれからつくっていかれるという話をなされましたけれども、議会基本条例をつくるというのは本当にチャンスですね。その意味では、西尾市議会は市民の負託にこたえると言いますけれども、具体的には市民の負託にこたえるとはどういうことなんだ、そこで求められる議員像はどういうことなんだということを、ぜひ皆さんでご議論なさってみてください。そういうふうに議論することによって、目指すべきモデルというものが見えてくるというふうに、目指すべきモデルについて私から何か言われても「そうですよね」と、そこまでだと思うんです。ご自身の中で、自分はこういうことを実現していきたいと思われるということ自体、それは内発的にご自身の中でお答えがきつとあることだと思うんです。でも、それを言語化したり、皆さんと議論する中で「あの人はああ言ったけど、自分はこう思うんだよな」というふうに可視化していく機会というのは、これまでそんなになかったと思います。でも、議会基本条例をつくる時には、西尾市民に対して議会というのはこういう存在です、こういう存在であるためにこういうことに努めますということを、まさに言葉にするわけですから、そのときに30名の皆さんの意見を交流しながら、「なるほど、そういうことなんですよね」ということを形にしていっていかれるといいのではないかなと思います。

だから、議会基本条例をつくったときに、すごく先駆的な議会で早くできたところは、大体1回目とか2回目の改選期を迎えているんですけども、改選して行って議会基本条例をつくったときの魂みたいなものを持っていた人が入れかわってしまって、議会基本条例がなかなか、その意義とか、つくった世代とギャップが出てきてしまうということが起こっているみたいなんです。ですから、今、議会基本条例をつくる時には、その見直しといいますか、研修の規定などもついているんですけども、その研修というときも、私が言うのも何ですけども、外から講師を呼ぶというだけの研修だけではなくて、自分たちご自身でどう考えるかということ、まさに議員間討議でやる場面をできるだけたくさん入れていくことをお勧めします。

今日、こういうポストイットでしていただいて、私、余り器用ではないですけども、こういう分類の仕方をしてみました。こういうやり方で、例えばワークショップをやってみる。これは、実際に大阪府の茨木市でやったことなんですけれども、議会基本条例をつくる時に議員全員が参加されるワークショップをすると。議会基本条例をつくったときに、特別委員会の委員長と副委員長がご相談にいらっしゃって、議会基本条例だからみんなで話し合っつけていきたいんですけども、これまでのやり方は、事務局案だとか腹案をつかって会派でもんで、戻して決めるというパターンだったんです。今回は、そういうふうにしたくないんですけども、委員長、副委員長で早く素案を出して会派でもませるというふうにどうしても言われてしまう、どうしたらいいかというお話を伺って、せっかく議会基本条例をつくるんだから、茨木市ってどういう存在で、議会

とはどういうものかということを中心にみんなで議論するワークショップをやろうとって、しかもワークショップもやりっ放しのワークショップだと、本当にやりっ放しで終わってしまうので、ちゃんと議論を深めていくデザインをしたワークショップをしようと、それにファシリテーターをつけてやろうということで、ファシリテーターをつけてやりました。そのやり方自体はすごく効果的で、最初、こうやって書くというのはちょっとばかばかしいとか、子どもっぽいとか、保育園の作業みたいと言われたんですけども、そう言った方も、でも書いてみると可視化してしまう。今回はすみません、私、遠くで話をしてしまったので、後ろの方は全然見えなくてわけわからないという状態になってしまったと思いますけれども、七、八人ぐらいで囲んで、こうでもない、ああでもないと言いながらやっていくと本当に議論を可視化することと、こういうポストイットのような道具を使ってやっていくことの効果というのはすごくわかるので、お勧めです。そのようにして、自分たちの議論、ご自身たちが考えていることを出し合うような研修の場にする、議会が目指すところを共有したり、ではそのために自分はこういうことを頑張ろうというふうに思ったりすることにつながるのではないかなと思います。

議員間討議、ぜひ積極的にやってください。そのときに、議員間討議に必要なのは機会と場です。例えば、市民報告会のときに、市民報告会も報告にしないで、終わったことを伝えるのではなくて、これから議会でやろうということを議論してみると本当はいいです。議会基本条例をつくるときなので、ぜひ市民と、どんな議会基本条例になったらいいかみたいな議論する場をつくってみるといいのではないかなと思いますし、そうすると市民にはこういうふうに説明しましょうね、市民に説明する前に、私たちはこう考えるということを議論して固める場が必要になってくると思います。そうしたら皆さん、議員間討議の場は本気の場として議論するようになるのではないかなというふうに思います。

また、先ほども申し上げましたが、例えば一般質問の中で幾つかを、議会からの提案や議会からの問題提起として行政にぶつけようみたいなことが可能になると、ではどれにするとか、ではどういうふうなところをポイントにして、行政にその問題を提起するというのが話になるかもしれません。代表質問を議会全部でつくるみたいな感じで、そのように使っていただければいいのではないかなというふうに思います。

大体、いただいたご質問に、いただいたご意見にお答えさせていただきましてでしょうか。何か追加で聞いてみたいということがありますか。

私の方から1点だけ、補足させてください。

最後に、一般質問は議員のものだけではなく、議会の資源にと申し上げました。一番難しいのは議員間同士で、私、ベスト質問賞ぐらいどこかでやってくれないかなと、こうやって巡業すると大体申し上げるんですけども、去年ぐらいから言い始めたんですけども、そういうふうに申し上げて、どこかでやりますというお話になるかなと思ったんですが、いまだに一個もやるとおっしゃる自治体がなくて、一般質問を議会の政策資源にと言ってる私の主張は、今のところ単なる妄想なんですね。単なる、学者の空想なんです。その単なる学者の空想である理由は、一方では、誰か1人だけ目立つのはちょっとねという部分でもあると思うんです。それは本当にそうなんです、ただ議会と

してまとまるという、ある意味、そこを乗り越えていくところだと思うので、もし本当にみんなと一緒に目立たなければいけないということであれば変えて、毎議会だよりを出すたびに1ページをその人のプロモーションの場面として提出してあげる、そこで自分の一番自慢の一般質問の話をしてもらうみたいなことでもいいかなというふうに思います。何が言いたいかという、この議員が、こういうことを疑問に思って、こういうことで首長と渡り合っているんですということ、議会としてもっとコンテンツとして見せるべきだというふうに思うわけですね。誰かが目立つのが問題であれば、みんなが目立てばいいわけですね。ぜひ、みんなが目立っていただくような紙面づくりをしていただいてもいいのではないかなと思います。それは事務局ではできませんね。誰か1人だけ取り上げることはできないので、それは議会の、今、広報委員会はなかったかなと思うんですが、もし広報委員会ができるようでしたら、そういうところに将来任せるとか、そういうことを考えていただければいいと思います。ぜひ、ベスト質問賞も考えてみてください。絶対、全国の先駆例になると思います。

最後に、市民への情報伝達の効果的な方法があればお教えください。皆さん、議会が持っている一番おもしろいところは議論をするところなんです。論点があって、おもしろいキャラの人がいて、それがいろいろな議論をしているという、その内部のところを見せるのが一番大事です。おもしろくないものは決して見られません。おもしろいという言い方が不謹慎なのであれば、議会が議会として論点提供をしているところを見せる、また議会とのやりとりも報告会も一方向の報告ではなくて、ぜひ参加した人が話す機会をつくる、そうしたら満足度はかなり上がります。議会報告会に、わざわざ足を運んでくれる奇人な人をぜひ、「今日、ここへ来てよかったな。自分の言ったことが、ちょっと受けとめられたな」と思ってもらえるようになると、それが一番重要な伝達になると思いますが、聞く力は相手に対して話す力にもなるのではないかなと思います。

傍聴者が飽きない工夫。やはり議論をしていただくことと、あと質問資料は書いてもいいのではないかなと思います。ご自身の一般質問を、例えばレジュメにして傍聴者用の資料を質問者がつくることのできる、A4で何ページまでというふうにしたら、傍聴している人はおもしろいと思いますし、やっている人もやりがいが出るのではないかなというふうに思います。

そういうことで、そろそろ閉めたいと思います。本当に長い間、お疲れさまでした。ありがとうございました。(拍手)

○副議長（鈴木武広） 土山先生、大変ありがとうございました。時間も迫ってまいりましたので、本日の研修会を終了してまいりたいと思います。

閉会に当たり、稲垣議長よりごあいさつを申し上げます。

○議長（稲垣正明） 土山先生、長時間にわたってご講義、大変ありがとうございました。

一般質問という身近なことを、より具体的にお話をしていただきまして大変よくわかりました。

それで、私の方で特に参考になった言葉としまして二、三点挙げさせていただきますけれども、問いただくことによってまちをよくすること、それから一般質問を議会の政策資源として生かすこと、これが大いに参考になりました。

さて、土山先生におかれましては、本日は、早朝より議会改革検討部会に同席をいた

だきまして、また午後からは研修会ということで、大変わかりやすいご講義をいただきまして、誠にありがとうございました。土山先生には、議会改革アドバイザーとして、今後、西尾市議会をご指導していただくことのご内諾をいただいております。議会改革アドバイザーとしてご就任していただく土山先生には、私も、この場で議員に向けて一言ごあいさつをしていただけるとありがたいと思います。

○講師（土山希美枝）　こういう者ですが大丈夫でしょうか。（拍手）いろいろ、折々ご意見をお求めいただく議会もあるんですけども、こういう形でアドバイザーというお名前をいただくのは私、初めてで、実現していただければ大変光栄に存じます。

実は私、今、育休中でして、今日は、ですから趣味で来ているということにしておいていただいて、本校の方を休職している間はお受けできないかなと思っていたんですけども、ただ今日、ちょっとしゃべりすぎてこんな感じですが、もしこの人だと困るなというご意見があれば、ぜひ議員間討議で議論していただいております。私としては大変光栄に存じます。いろいろ勝手なことを申し上げますが、やりとりをしていながら何かお役に立つことがあれば、私としてはこれ以上ない機会だと思っております。どうぞ、よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（稲垣正明）　ありがとうございました。

土山先生、これからもどうぞよろしく願いいたします。本日は、どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（鈴木武広）　ありがとうございました。

それでは、土山先生が退席をされます。今一度、盛大な拍手でお送りください。ありがとうございました。（拍手）

これをもちまして議員研修会を終了します。

なお、議員の皆さん方には、アンケートは必ず提出してください。よろしく願いいたします。本日は、大変お疲れさまでございました。